|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | ※実地指導日 | | | ※市で記入  令和 年 月 日 午前･午後 | | | |
| 指定障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所 自主点検表  (令和5年版)  【訪問系ｻｰﾋﾞｽ】 | | | | | | | | | | |
| 事業所 | 名称 | <事業所番号: > | | | | | | | | |
| ｻｰﾋﾞｽ  種別  ※該当するものに○ |  | 居宅介護 | | 指定年月日 | | | | |  |
|  | 重度訪問介護 | | 指定年月日 | | | | |  |
|  | 行動援護 | | 指定年月日 | | | | |  |
|  | 同行援護 | | 指定年月日 | | | | |  |
| 管理者 |  | | | | | | | | |
| ｻｰﾋﾞｽ提供責任者 |  | | | | | | | | |
| 所在地 | 〒 | | | | | | | | |
| 電話 |  | | | | ﾒｰﾙ | |  | | |
| 事業者(法人) | 名称 |  | | | | | | | | |
| 代表者 | <職名> <氏名> | | | | | | | | |
| 所在地 | ※上記事業所と異なる場合に記入してください | | | | 担当連絡先  電話等 | | | ※上記事業所と異なる場合に記入してください | |
| 記入者氏名 | |  | | | | 記入年月日 | | |  | |

|  |  |
| --- | --- |
| 問い合わせ | 越谷市 福祉部 福祉総務課  (電話) 048(963)9224 (FAX) 048(963)9174  (E-mail) fukushisomu@city.koshigaya.lg.jp |

**自主点検表の作成について**

適切なｻｰﾋﾞｽ(訪問系ｻｰﾋﾞｽ)を提供するためには､事業者･事業所が自主的に事業所の体制(人員･設備･運営)やｻｰﾋﾞｽについて､法令の基準や､関係通知等に適合しているか､その他の不適当な点が無いか､常に確認し､必要な改善措置を講じ､ｻｰﾋﾞｽの向上に努めることが大切です｡

そこで､市では､指定障害福祉ｻｰﾋﾞｽについて､法令､関係通知及び国が示した指定障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業者等監査指針のうちの主眼事項･点検のﾎﾟｲﾝﾄを基に､自主点検表を作成しました｡

各事業者･事業所におかれては､法令等の遵守とさらなるｻｰﾋﾞｽの向上の取組みに､この自主点検表を活用し､毎年度定期的な点検を実施してください｡

■留意事項

･ 任意に自主点検を行ったものは市に提出する必要はありませんが､次回の参考となるよう各事業所において保管してください｡

･ 市の実地指導のために作成した場合は､この自主点検表と指定のあった他の提出書類を､市への提出分だけでなく事業所の控えの分も作成し､実地指導の際に指導事項を記録し､実施後5年間､保管してください｡

･ 自主点検に当たっては､複数の職員で検討するなどし､漏れなく点検してください｡

■記入上の注意点

･ 自主点検表の点検は､｢いる･いない･該当なし｣のいずれかに○をつけてください

･ 貴事業所では行っていない項目(例えば報酬加算の算定など)で､｢該当なし｣がない場合には､｢いる･いない｣のところに斜線(/)を引いて｢該当なし｣と記入するなどしてください｡

■自主点検表の見方

･ 各項目は､原則として条例･省令･報酬告示の序文に沿った形式で作成しています｡

･ 各項目に事業種別を略称で記載していますので､該当する項目について記入してください｡

･ 根拠法令については､条例､省令では前の方に規定されている条文が準用されています｡それらは引用されている該当条文のみ記載しています｡

※事業種別の略称

居宅･･･居宅介護 重度･･･重度訪問介護 同行･･･同行援護 行動･･･行動援護

共通･･･全事業共通

■この自主点検表の根拠法令の略称

|  |  |
| --- | --- |
| 略 称 | 名 称 |
| 法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  (平成17年法律第123号)(障害者総合支援法) |
| 条例 | 越谷市指定障害福祉ｻｰﾋﾞｽの事業等の人員､設備及び運営等に関する基準を定める条例  (平成26年越谷市条例第73号) |
| 省令 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉ｻｰﾋﾞｽの事業等の人員､設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第171号)(指定基準) |
| 解釈通知 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉ｻｰﾋﾞｽの事業等の人員､設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日･障発第1206001号厚生労働省社会･援護局障害保健福祉部長通知)(指定基準の解釈通知) |
| 報酬告示 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉ｻｰﾋﾞｽ等及び基準該当障害福祉ｻｰﾋﾞｽに要する費用の額の算定に関する基準  (平成18年厚生労働省告示第523号) |
| 留意事項通知 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉ｻｰﾋﾞｽ等及び基準該当障害福祉ｻｰﾋﾞｽに要する費用の額の算定に関する基準等の制度に伴う実施上の留意事項について  (平成18年10月31日 障発第1031001号) |

指定障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所自主点検表 目次

| 項目 | 内容 | | ﾍﾟｰｼﾞ |
| --- | --- | --- | --- |
| **第1** | **基本方針** | |  |
| 1 | 共通 | 基本方針 | 5 |
| 2 | 共通 | 利用者の状況 | 6 |
| **第2** | **人員に関する基準** | |  |
| 3 | 共通 | 従業者の員数 | 7 |
| 4 | 共通 | 従業者の資格 | 8 |
| 5 | 共通 | ｻｰﾋﾞｽ提供責任者の員数 | 9 |
| 6 | 共通 | ｻｰﾋﾞｽ提供責任者の資格 | 10 |
| 7 | 共通 | 管理者 | 11 |
| **第3** | **設備に関する基準** | |  |
| 8 | 共通 | 設備 | 12 |
| **第4** | **運営に関する基準** | |  |
| 9 | 共通 | 内容及び手続きの説明･同意 | 13 |
| 10 | 共通 | 契約支給量の報告等 | 13 |
| 11 | 共通 | 提供拒否の禁止 | 14 |
| 12 | 共通 | 連絡調整に対する協力 | 14 |
| 13 | 共通 | ｻｰﾋﾞｽ提供困難時の対応 | 14 |
| 14 | 共通 | 受給資格の確認 | 14 |
| 15 | 共通 | 介護給付費の支給の申請に係る援助 | 14 |
| 16 | 共通 | 心身の状況等の把握 | 14 |
| 17 | 共通 | 指定障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業者等との連携等 | 14 |
| 18 | 共通 | 身分を証する書類の携行 | 14 |
| 19 | 共通 | ｻｰﾋﾞｽの提供の記録 | 14 |
| 20 | 共通 | 利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | 15 |
| 21 | 共通 | 利用者負担額等の受領 | 15 |
| 22 | 共通 | 利用者負担額に係る管理 | 15 |
| 23 | 共通 | 介護給付費の額に係る通知等 | 15 |
| 24 | 共通 | ｻｰﾋﾞｽの基本取扱方針 | 15 |
| 25 | 共通 | ｻｰﾋﾞｽの具体的取扱方針 | 16 |
| 26 | 共通 | 個別支援計画の作成 | 16 |
| 27 | 行動 | 支援計画ｼｰﾄ等の作成 | 16 |
| 28 | 共通 | 同居家族に対するｻｰﾋﾞｽ提供の禁止 | 17 |
| 29 | 共通 | 緊急時等の対応 | 17 |
| 30 | 共通 | 利用者に関する市町村への通知 | 17 |
| 31 | 共通 | 管理者及びｻｰﾋﾞｽ提供責任者の責務 | 17 |
| 32 | 共通 | 運営規程 | 17 |
| 33 | 共通 | 介護等の総合的な提供 | 18 |
| 34 | 共通 | 勤務体制の確保等 | 18 |
| 35 | 共通 | 業務継続計画の策定等 | 20 |
| 36 | 共通 | 衛生管理等 | 21 |
| 37 | 共通 | 掲示 | 22 |
| 38 | 共通 | 身体拘束等の禁止 | 23 |
| 39 | 共通 | 秘密保持等 | 24 |
| 40 | 共通 | 情報の提供等 | 24 |
| 41 | 共通 | 利益供与等の禁止 | 24 |
| 42 | 共通 | 苦情解決 | 24 |
| 43 | 共通 | 事故発生時の対応 | 25 |
| 44 | 共通 | 虐待の防止 | 26 |
| 45 | 共通 | 会計の区分 | 27 |
| 46 | 共通 | 記録の整備 | 27 |
| 47 | 共通 | 電磁的記録等 | 28 |
| **第5** | **共生型障害福祉ｻｰﾋﾞｽに関する基準** | |  |
| 48 | 居宅 | 共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準 | 30 |
| 49 | 重度 | 共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業所の基準 | 30 |
| 50 | 共通 | 基本方針 | 30 |
| 51 | 共通 | ｻｰﾋﾞｽ提供責任者の員数 | 30 |
| 52 | 共通 | 管理者 | 30 |
| 53 | 共通 | 運営に関する基準 | 30 |
| **第6** | **業務管理体制の整備** | |  |
| 54 | 共通 | 業務管理体制の整備等 | 31 |
| **第7** | **介護給付費の算定及び取扱い** | |  |
| 55 | 共通 | 基本的事項等 | 32 |
| 56 | 居宅 | 居宅介護ｻｰﾋﾞｽ費 | 32 |
| 57 | 重度 | 重度訪問介護ｻｰﾋﾞｽ費 | 37 |
| 58 | 同行 | 同行援護ｻｰﾋﾞｽ費 | 39 |
| 59 | 行動 | 行動援護ｻｰﾋﾞｽ費 | 40 |
| 60 | 共通 | 2人の従業員により行った場合 | 41 |
| 61 | 重度 | 2人の重度訪問介護従事者によるｻｰﾋﾞｽ | 41 |
| 62 | 居宅  重度  同行 | 夜間早朝･深夜加算 | 41 |
| 63 | 共通 | 特定事業所加算 | 42 |
| 64 | 共通 | 特別地域加算 | 44 |
| 65 | 共通 | 緊急時対応加算 | 44 |
| 66 | 共通 | 身体拘束廃止未実施減算 | 44 |
| 67 | 共通 | 他のｻｰﾋﾞｽを受けている場合 | 45 |
| 68 | 共通 | 初回加算 | 45 |
| 69 | 共通 | 利用者負担上限額管理加算 | 45 |
| 70 | 共通 | 喀痰吸引等支援体制加算 | 45 |
| 71 | 居宅 | 福祉専門職員等連携加算 | 45 |
| 72 | 重度 | 移動介護加算 | 46 |
| 73 | 重度 | 行動障害支援連携加算 | 47 |
| 74 | 行動 | 行動障害支援指導連携加算 | 47 |
| 75 | 共通 | 福祉･介護職員処遇改善加算･特定加算 | 47 |
| 76 | 共通 | 福祉･介護職員等ﾍﾞｰｽｱｯﾌﾟ等支援加算 | 49 |

**第1 基本方針**

| 項目 | 点検のﾎﾟｲﾝﾄ | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1  基本方針  ★  共通 | (1)法人である事業者の役員及び法人でない事業者並びに事業所の管理者は､暴力団員又は暴力団関係者となってはいませんか｡ | いない  いる | 条例第3条  省令第3条 |
| ･暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)  第2条第6号に規定する暴力団員  ･越谷市暴力団排除条例(平成25年条例第14号)第3条第2項に規定する暴力団関係者 |
| (2)事業者は､利用者又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重して､常に利用者又は障がい児の保護者の立場に立ったｻｰﾋﾞｽの提供に努めていますか｡ | いる  いない  該当なし |
|  | (3)事業者は､利用者の人権の擁護､虐待の防止等のため､責任者を設置する等必要な体制を整備し､その従業者に対し研修を実施する等の措置を講じていますか｡ | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※ 令和4年3月31日まで努力義務(令和4年4月1日より義務化) |  |  |
|  | (4)事業者は､利用者の安全を確保するため､事故の防止に関する措置を講ずるよう努めていますか｡(組織全体で事故を未然に防ぐ諸方策を講じたり､事故発生時の対応指針を定めるといった取組を行っていますか｡) | いる  いない  該当なし |  |
|  | (5) 居宅介護の基本方針 居宅  居宅介護ｻｰﾋﾞｽは､利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう､利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴､排せつ､食事等の介護､調理､洗濯､掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっていますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第4条  省令第4条 |
| (6) 重度訪問介護の基本方針 重度  重度訪問介護ｻｰﾋﾞｽは､重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する障がい者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう､当該障がい者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて､入浴､排せつ､食事等の介護､調理､洗濯､掃除等の家事､外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっていますか｡ | いる  いない  該当なし |
| (7) 同行援護の基本方針 同行  同行援護ｻｰﾋﾞｽは､視覚障がいにより､移動に著しい困難を有する障がい者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう､当該障がい者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて､外出時において､当該障がい者等に同行し､移動に必要な情報の提供､移動の援護､排せつ､食事等の介護その他の当該障がい者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっていますか｡ | いる  いない  該当なし |
| (8) 行動援護の基本方針 行動  行動援護ｻｰﾋﾞｽは､利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう､当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて､当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護､外出時における移動中の介護､排せつ､食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっていますか｡ | いる  いない  該当なし |

|  |  |
| --- | --- |
| 2  利用者の  状況  共通 | 【直近月の状況】 〔令和 年 月 時点 〕  ※実地指導の場合は､当日準備していただく利用者一覧表と合うように記入してください｡ |
| |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | | 実利用者数の合計 | ｻｰﾋﾞｽ提供時間数(月間) | | ①~④の合計 | | 人 | 時間 | |  | うち複数ｻｰﾋﾞｽの実利用者数 | ( 人) |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 事業種別 | | 実利用者数 | | ｻｰﾋﾞｽ提供時間数(月間) | | | ①  居宅介護 | 居宅介護  計 | 人 | | 時間 | | |  | 種別ごとの人数 | ｱ 身体介護 | 人 | ｲ 家事援助 | 人 | | ｳ 乗降介助 | 人 | ｴ 通院介助 | 人 | | 障害支援区分 | ｱ 身体障がい | 人 | ｲ 知的障がい | 人 | | ｳ 精神障がい | 人 | ｴ 難病患者 | 人 | | 成人･児童の別 | ｱ 成人 | 人 | ｲ 児童 | 人 | | ※身体介護､家事援助のｻｰﾋﾞｽを居宅以外で行った場合の具体例 | | | | |  |  |  |  | | --- | --- | --- | | 事業種別 | 実利用者数 | ｻｰﾋﾞｽ提供時間数(月間) | | ② 重度訪問介護 | 人 | 時間 | | ③ 同行援護 | 人 | 時間 | | ④ 行動援護 | 人 | 時間 |   ※介護保険法の訪問介護･第1号訪問事業や､移動支援事業(地域生活)を併せて行っている場合は記入してください｡   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 事業種別 | 実利用者数 | ｻｰﾋﾞｽ提供時間数(月間) | | ⑤ 訪問介護(介護保険法) | 人 | 時間 | | ⑥ 第1号訪問介護(介護保険法) | 人 | 時間 | | ⑦ 移動支援事業(地域生活) | 人 | 時間 | | |

**第2 人員に関する基準**

| 項目 | 自主点検のﾎﾟｲﾝﾄ | 点検 | | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 3  従業者の員数  ★ | ★該当する欄に従業者等の実人数を記入してください｡  (※実地指導に伴い作成する場合は､実地指導日の前々月の初日時点の状況)  【常勤職員の1週間の勤務すべき時間数: 時間/週】  〔令和 年 月 日時点〕 |  | |  |
| 共通 | |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 職種 | 管理者 | | 従業者 | | | | | ｻｰﾋﾞｽ提供責任者  ( 人) | | ﾍﾙﾊﾟｰ等の従業者  ( 人) | | | 勤務形態 | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | | 常勤 |  |  |  |  |  |  | | 非常勤 |  |  |  |  |  |  | | 登録 |  |  |  |  |  |  | | | |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | <用語の説明> | | | | ･ﾍﾙﾊﾟｰ等 | : | ﾍﾙﾊﾟｰとして事業所に登録され､訪問先に直行し､ﾍﾙﾊﾟｰ業務に従事して､訪問先から直帰する者を言う｡省令において､｢勤務日及び勤務時間が不定期な従業者(登録居宅介護等従業者)｣とされている｡ | | ･常勤 | : | 事業所における勤務時間が､事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする｡)に達していること｡労働契約において､事業者等が(就業規則等で)定める常勤従業者の勤務時間と同じ勤務時間の者｡職名等(正社員､ｱﾙﾊﾞｲﾄ等)を問わない｡  ※ 母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については､利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は､例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30 時間として取り扱うことを可能とする｡  ※ 人員基準において常勤要件が設けられている場合､従事者が｢産前産後休業｣､｢育児休業｣､｢介護休業｣､育児休業に関する制度に準ずる措置又は｢育児休業に準ずる休業｣を取得中の期間において､当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者の員数に換算することにより､人員基準を満たすことが可能であることとする｡ | | ･非常勤 | : | 常勤従業者の勤務時間に満たない者｡ | | ･専従 | : | 当該事業所のみに勤務する職員｡ | | ･兼務 | : | 専従でない職員(例:管理者とｻｰﾋﾞｽ提供責任者の兼務､他事業所の従業者との兼務)｡指定訪問介護事業者等で､居宅介護と訪問介護に従事する者は､兼務ではなく､専従とする｡ | | ･常勤換算方法 | : | ｢1週間の延べ勤務時間数｣÷｢常勤の1週間の勤務すべき時間数｣  (小数点第2位以下切り捨て)｡  ※ 1週間の勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする｡  ※ ｢母性健康管理措置｣又は｢育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置｣が講じられている場合､30 時間以上の勤務で､常勤換算方法での計算に当たり､常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし､1として取り扱うことを可能とする｡ | | | | | |
| 事業所ごとに置くべき従業者の員数は､少なくとも､常勤換算方法で2.5人以上となっていますか｡ | | いる  いない  該当なし | 条例第5条 |
| <従業者の配置状況>   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ①全従業者の4週間の  延べ勤務時間数 | ②常勤職員の4週の  勤務すべき時間数 | ③常勤換算(①÷②)  小数点第2位以下切り捨て | |  |  | ≧2.5 | | | | (重度等)  条例第7条  省令第7条 |
| <記入上の注意>  ･ ①の勤務時間数とは､ｻｰﾋﾞｽ提供時間だけでなく､ｻｰﾋﾞｽの準備時間待機時間､ﾃﾞｽｸﾜｰｸ等を含む勤務時間の合計です｡  また､居宅介護等だけでなく､介護保険法に基づく訪問介護及び第一号訪問事業の従事時間数を含みます｡(市町村が実施している､生活ｻﾎﾟｰﾄ事業及び移動支援事業の従事時間は含みません｡)  ･ 管理者兼務の従業者の勤務時間数には､管理者としての勤務時間は含まれません｡(管理者は従業者に含まない→条例第6条参照)  ･ ③の常勤換算(①÷②)が2.5以上になることが必要です｡ |  | |  |
| 4  従業者の  資格  共通 | (1)従業者の資格 居宅 重度  事業所に置くべき従業者は､ｻｰﾋﾞｽの提供に当たるものとして厚生労働大臣が定めるものとなっていますか｡  また､その資格所持を示す書類は､全従業者について整理して保管していますか｡ | いる  いない  該当なし | | 解釈通知  第三の1(1) |
|  | ※ 厚生労働大臣が定めるもの(資格要件)  <参照>  ｢指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの｣  (平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)の一部改正  (平成30年3月23日厚生労働省告示第89号)  ･ 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは次のいずれかに掲げる者とする｡  ･ 介護福祉士  ･ 実務者研修修了者  ･ 居宅介護職員初任者研修課程修了者  ･ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者  ･ 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者  ･ 同行援護従事者養成研修課程修了者  ･ 行動援護従事者養成研修課程修了者  ･ 介護職員初任者研修課程修了者  ･ 生活援助従事者研修課程修了者 等  <参照>  ｢居宅介護職員初任者研修等について｣  (平成19年1月30日厚生労働省社会援護局保健福祉部長通知)  ○居宅介護職員初任者研修修了として取り扱うもの  ･居宅介護従業者養成研修1,2級課程修了者  ･看護師等の資格を有する者  ○居宅介護従業者基礎研修修了として取り扱うもの  ･居宅介護従業者養成研修3級課程修了者 |  | |  |
|  | (2)同行援護の従業者の資格 同行  同行援護の従業者は次のいずれかの資格を持っていますか｡  また､ﾍﾙﾊﾟｰ等の資格証の他､所定の修了証､実務経験者の証明を整理して保管していますか｡ | いる  いない  該当なし | | 留意事項通知  第二の2  (3)③ |
| <資格要件>  ｱ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者  (H30.3.31において視覚障がい及び聴覚障がいが重複している障がい者等に対して盲ろう者向け通訳･介助員派遣事業に従事した経験が有り､都道府県知事より証明書の交付を受けた者については､令和3年(2021年)3月31日までの間は､ｱに規定するものとみなす｡)  ｲ 居宅介護従業者の要件を満たす者であって､視覚障がいを有す身体障がい者等の福祉に関する事業(直接処遇職員に限る｡)に1年以上(180日以上)従事した経験を有する者  ｳ 国立障害者ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者  ※ 居宅介護従業者の要件を満たす者で､視覚障がい者に関する事業の従事経験が1年未満の者を同行援護従業者養成研修一級課程修了者とみなす経過措置については､平成30年3月31日をもって廃止となりました｡(研修の受講が必須となります｡) |
|  | (3)行動援護の従業者の資格 行動  行動援護の従業者は次の資格を持っていますか｡  また､ﾍﾙﾊﾟｰ等の資格証の他､行動援護従事者の届出の副本､実務経験者の証明を保管していますか｡ | いる  いない  該当なし | | 留意事項通知  第二の2(4)④ |
| <資格要件>  ･行動援護従業者養成研修修了者 又は  強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者であって､  ･知的障がい者(児)又は精神障がい者の直接支援業務に1年以  上(180日以上)の従事経験があること｡  ※居宅介護従業者の要件を満たす者であって､知的障がい者(児)又は精神障がい者の直接支援業務に2年(360日)以上の従事経験を有する者を､要件を満たしているものとみなす経過措置については､令和3年3月31日をもって廃止となりました｡(研修終了及び従事経験が必須となります｡) |
| 5  ｻｰﾋﾞｽ提供責任者の員数  ★  共通 | 常勤かつ専ら居宅介護等の業務に従事する従業者から､事業の規模(※)に応じてｻｰﾋﾞｽ提供責任者を必要数､選任していますか｡  ※事業の規模は､前3月の平均値とする｡  →配置の基準は次の①~③のいずれかに該当する人数を置く｡ | いる  いない  該当なし | | 条例第5条  省令第5条  解釈通知  第三の1  (重度等)  条例第7条  省令第7条 |
| |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | |  |  |  |  |  | | 直近月等の  状況 | 直近3月の  平均値 | 基準数  (端数切り上げ) |  | 実際の  配置人数 | | ① 月間の延べ  ｻｰﾋﾞｽ提供  時間数 | 時間 | <居宅等> 450時間に1人  <重度> 1000時間に1人 | <常勤> | | 人 |  | 人 | | ② 従業者数 | 人 | <居宅等> 10人に1人  <重度> 20人に1人 | <非常勤> | | 人 |  | 人 | | ③ 利用者数 | 人 | <居宅等> 40人に1人  <重度> 10人に1人 | <勤務時間数> | | 人 |  | 時間/週 |   ※ 介護保険法の訪問介護･第1号訪問事業や､移動支援事業を併せて行っている場合には､各々の事業のｻｰﾋﾞｽ提供時間､従業者､利用者を①②③に合算してください｡ | | |
|  | <解釈通知 第三の1(2)>  ･ 管理者がｻｰﾋﾞｽ提供責任者(以下｢ｻ責｣という｡)を兼務することは差し支えないこと｡  ･ 常勤のｻ責を3人以上配置し､ｻ責の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所においてはｻ責の業務が効率的に行われている場合にあっては､利用者の数が｢50人ごとに1人以上｣とすることができる｡  ･ ｻ責を非常勤職員として配置する場合は､常勤従業者の勤務時間の2分の1以上に達していること｡  ･ 通院等乗降介助のみを利用したものは､0.1人として計算すること｡ |  | |  |
|  | <記入上の注意>  ※ ①の｢月間の延べｻｰﾋﾞｽ提供時間数｣は､事業所における待機時間や移動時間を除きます(①欄の延べ勤務時間数とは異なります｡)｡ |  | |  |
|  | ※ ①月間の延べｻｰﾋﾞｽ提供時間数､②従業者数､③利用者数は､居宅介護､重度訪問介護､同行援護､行動援護､移動支援事業のそれぞれのｻｰﾋﾞｽの提供時間数､従業者数､利用者数を合算します(生活ｻﾎﾟｰﾄの提供時間は含みません｡介護保険法に基づく訪問介護･第1号訪問事業は含みます｡)｡ |  | |  |
|  | ※ ｻｰﾋﾞｽ提供責任者の一部は非常勤職員とすることができます｡  ただし常勤職員が勤務すべき時間数の1/2以上に達している者でなければなりません｡(配置すべき数が6人以上の事業所では､配置数の2/3(1の位に切上げ)以上の常勤職員の配置が必要です｡)  ※ ｻｰﾋﾞｽ提供責任者は移動支援事業の職務を兼務できます(生活ｻﾎﾟｰﾄは不可)｡  ※1 ｢前3月｣…暦月ごとの数を合算した数  ※2 ｢利用者数｣…通院等乗降介助のみの利用者は0.1人で算定  ※3 ｢50人ごとに1人｣…常勤のｻｰﾋﾞｽ提供責任者を3人以上配置し､かつｻｰﾋﾞｽ提供責任者の業務に主として従事するものを配置している事業所において､ｻｰﾋﾞｽ提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合 |  | |  |
|  | <解釈通知 第三の1(8)②③  (介護保険との関係)  ･訪問介護等事業所の指定をあわせて受けている場合のｻｰﾋﾞｽ提供責任者の員数は､訪問介護等及び居宅介護等の利用者の合計数に応じた必要数か､それぞれの事業の基準による必要数か､いずれの員数を配置すること｡  (移動支援事業との兼務)  ･ ｻｰﾋﾞｽ提供責任者は､居宅介護の提供に支障がない場合は､同一敷地内にある移動支援事業の職務に従事することができるものとする｡  ※ 生活ｻﾎﾟｰﾄとの兼務は不可です｡ |  | |  |
| 6  ｻｰﾋﾞｽ提供責任者の資格  共通 | (1)ｻｰﾋﾞｽ提供責任者の要件共通  ｻｰﾋﾞｽ提供責任者は､厚生労働省の通知(解釈通知)で定める資格要件に該当する常勤の従業者から選任されていますか｡ | いる  いない  該当なし | | 解釈通知  第三の1 |
| <資格要件>  ･次のいずれかに該当する常勤の従業者から選任する｡  ①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③介護職員基礎研修修了者  ④居宅介護従業者養成研修1級課程修了者  ⑤居宅介護職員初任者研修課程修了者であって3年以上介護等の業務に従事した者  ⑥看護師等の資格を有する者(看護師等の資格を有する者は､1級課程の全課程が免除可能であり､3年以上の実務経験を要件としない｡)  ※ ⑤の居宅介護職員初任者研修課程修了者を配置し､当該者が作成した個別支援計画に基づきｻｰﾋﾞｽを行う場合は10%減算が適用となります｡(H30.4.1から) →｢居宅介護ｻｰﾋﾞｽ費(10)｣参照  <解釈通知 第三の1(2)④>  ･ 初任者研修課程修了者(上記⑤)をｻｰﾋﾞｽ提供責任者とする取扱いは暫定的なものであり､事業者はできる限り早期に､実務者研修を受講させ､又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならない｡ |
|  | (2)同行援護事業所のｻｰﾋﾞｽ提供責任者の要件 同行  ｻｰﾋﾞｽ提供責任者は､厚生労働省の通知(解釈通知)で定める資格要件を満たしていますか｡ | いる  いない  該当なし | | 解釈通知  第三の1 |
| <資格要件>  ･ 次の①及び②の要件を満たすもの又は国立ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ学院に置かれる視覚障がい学科の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障がい者の生活訓練を専門とする技術者の養成研修修了者  ① 居宅介護のｻｰﾋﾞｽ提供責任者の資格要件(上記(1)に定めるもの)のいずれかに該当するもの  ② 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者  ※ ①の介護福祉士等の居宅介護の要件を満たす者を､同行援護従業者養成研修応用課程修了者とみなす経過措置については､平成30年3月31日をもって廃止となりました｡(研修の受講が必要となります｡) |
| (3)行動援護事業所のｻｰﾋﾞｽ提供責任者の要件 行動  ｻｰﾋﾞｽ提供責任者は､厚生労働省の通知(解釈通知)で定める資格要件を満たしていますか｡ | いる  いない  該当なし | |
| (①と②の両方を満たすこと)   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ①行動援護従業者養成研修  課程修了者  又は  強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践)修了者 | + | ②知的障がい者(児)又は  精神障がい者の直接支援業務  :3年(540日)以上の従事経験 |   ↑※ 従前の｢知的障者外出介護従事者養成研修｣の修了者を含む｡  【経過措置】  令和6年3月31日までの間は､令和3年3月31日において以下の要件に該当する場合は足りるものとする｡   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ①居宅介護の資格要件を  満たす者 | + | ②知的障がい者(児)又は  精神障がい者の直接支援業務  :5年(900日)以上の従事経験 | |
| 7  管理者  ★  共通 | 専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか｡ | いる  いない  該当なし | | 条例第6条  省令第6条  解釈通知  第三の1(3) |
| ※ 常勤かつ専従が原則｡当該事業所の管理業務に支障がない場合は､次の①又は②による兼務が可能  ① 当該事業所の従事者(ｻｰﾋﾞｽ提供責任者を含む｡)との兼務  ② 同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等の範囲にある他の事業所､施設の管理者又は従業者の兼務 |

**第3 設備に関する基準**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のﾎﾟｲﾝﾄ | 点検 | 根拠 |
| 8  設備  共通 | 利用申込の受付､相談等を行うために必要な広さの専用の区画を設けていますか｡また､ｻｰﾋﾞｽの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか｡  ｱ 事務室  ･ 事業の運営に必要な面積の､専用の事務室を設けるのが望ましい｡  ･ 間仕切りする等､他の事業用と明確に区分される場合は､他の事業と同じ事務室でもよい｡この場合､区分されていなくても業務に支障がないときは､居宅介護事業用の区画が明確に特定されていればよい｡  ｲ 受付等のｽﾍﾟｰｽの確保  ･ 事務室又は指定居宅介護の事業を行うための区画については､利用申込みの受付､相談等に対応するのに適切なｽﾍﾟｰｽを確保する｡  ｳ 設備及び備品等  ･ 事業者は､居宅介護等に必要な設備及び備品等を確保する｡  ･ 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する｡  ･ 他の事業所､施設等と同一敷地内にあり､居宅介護事業又は当該他の事業所等の運営に支障がない場合は､当該他の事業所等の設備及び備品等を使用することができる｡  ･ 事務室又は区画､設備及び備品等は､必ずしも事業者が所有している必要はなく､貸与を受けているものであっても差し支えない｡ | いる  いない  該当なし | 条例第8条  省令第8条  解釈通知  第三の2 |

**第4 運営に関する基準**

| 項目 | 自主点検のﾎﾟｲﾝﾄ | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| 9  内容及び  手続きの  説明･同意  ★  共通 | (1)重要事項説明書  利用申込みがあったときは､障がいの特性に配慮しつつ､利用申込者に対しｻｰﾋﾞｽの選択に必要な重要事項(※)を重要事項説明書､ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ等で説明し､同意を得ていますか｡  (※)重要事項  運営規程の概要､従業者の勤務体制､事故発生時の対応､  苦情処理の体制､提供するｻｰﾋﾞｽの第三者評価の実施状況(実施  の有無､実施した直近の年月日､実施した評価機関の名称､評価結  果の開示状況) 等 | いる  いない  該当なし | 条例第9条  省令第9条  解釈通知  第三の3(1) |
| ※ 上記の利用者の同意は書面によって確認することが望ましいとされています｡  ついては､重要事項説明書は2部作成し､それぞれ説明者の職名･氏名を記載し､利用申込者又は家族が説明を受け同意した旨の記名押印等を受け､1部は利用者に交付し､1部は事業所にて保管してください｡  ※ 上記の重要事項説明書へ記名押印と､契約書への記名押印が一緒となっている例があります｡  重要事項説明書は､利用者がｻｰﾋﾞｽ内容や契約内容を十分理解して事業所の選択が行われるために､利用申込の際に(契約前に)ｻｰﾋﾞｽの概要などを利用者に説明する書類です｡  利用契約書とは異なりますので､それぞれ記名押印が必要です｡  ※ 従業者の｢員数｣は日々変わりうるものであるため､業務負担軽減等の観点から､規程を定めるに当たっては､人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において､｢○人以上｣と記載することも差し支えない｡ |
| (2)利用契約書  利用契約をしたときは､社会福祉法第77条の規定に基づき書面(利用契約書等)を交付していますか｡  また､書面を交付する場合は､利用申込者の障がいの特性に配慮していますか｡ | いる  いない  該当なし |
| ※ 利用契約書の契約当事者は事業所(管理者)ではなく事業者(法人･法人代表者)です｡  利用契約書には､法人代表者(注)の職名･氏名を記載し､代表者印(※)を押印してください｡  (注)契約権限を内規･委任状等により委任している場合を除く｡  ※ 利用契約書は2部作成し､それぞれ事業者及び利用者が記名押印し､1部を利用者に交付し､1部は事業者(事業所)が保管してください｡  ※ 契約日､契約の終期が空欄である､又は自動更新規定を設けていないため契約期間が終了してしまっている､などの指摘例があります｡  ※ 契約書･重要事項説明書が運営規程や運営実態と合っているか､｢支援費｣等の旧法の用語､｢訪問介護｣等の介護保険制度の用語が記されていないか､点検してください｡ |  |  |
| 10  契約支給量の報告等  ★  共通 | (1) 受給者証への必要事項の記載  ｻｰﾋﾞｽ提供に当たり､受給者証記載事項(事業者名､事業所名､ｻｰﾋﾞｽ内容､契約支給量､契約日等)を利用者の受給者証に記載していますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第10条  省令第10条 |
| ※ 最新の受給者証のｺﾋﾟｰを保管しておいてください｡ |
| (2) 契約支給量  契約支給量の総量は､当該利用者の支給量を超えていませんか｡ | いる  いない  該当なし |
| (3) 市町村への報告  利用契約をしたとき及び受給者証記載事項に変更があったときは､受給者証記載事項を市町村に対し遅滞なく報告していますか｡ | いる  いない  該当なし |
| (4) 受給者証記載事項の変更時の取扱い  受給者証記載事項に変更があった場合に､(1)から(3)に準じて取り扱っていますか｡ | ☐いる  ☐いない  ☐該当なし |
| ※ 介護保険ｻｰﾋﾞｽでは､ｹｱﾏﾈｰｼﾞｬが給付の管理を行いますが､障害福祉ｻｰﾋﾞｽでは事業所が給付の管理をする必要があります｡  ついては､事業所は､ｻｰﾋﾞｽ内容､契約支給量､契約日等を漏れなく受給者証に記載するなど､常に最新の受給資格を確認できるようにしてください｡ |  |
| 11  提供拒否の禁止  共通 | 正当な理由なくｻｰﾋﾞｽの提供を拒んでいませんか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第11条  省令第11条  解釈通知  第三の3(3) |
| <正当な理由>  ｱ 現員からは利用申込みに応じきれない場合  ｲ 利用者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合  ｳ 運営規程に主たる障がいの種類を定めており､この該当者以外から利用申込みがあった場合又は適切なｻｰﾋﾞｽの提供が困難な場合  ｴ 入院治療が必要な場合 (重度訪問介護は除く｡) 等 |
| 12  連絡調整に対する協力  共通 | ｻｰﾋﾞｽ利用について､市町村又は相談支援事業者が行う連絡調整にできる限り協力していますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第12条  省令第12条 |
| 13  ｻｰﾋﾞｽ提供困難時の対応  共通 | 通常の事業の実施地域等を勘案し､適切な便宜の供与が困難な場合は､利用申込者に対し､他の事業所を紹介する等の必要な措置を講じていますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第13条  省令第13条 |
| 14  受給資格の確認  ★  共通 | ｻｰﾋﾞｽの提供を求められた場合は､受給者証により支給決定の有無､支給決定の有効期間､支給量等を確かめていますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第14条  省令第14条 |
| 15  介護給付費の支給の申請に  係る援助  共通 | (1) 支給決定を受けていない者  支給決定を受けていない者から利用申込みがあった場合､速やかに介護給付費の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第15条  省令第15条 |
| (2) 利用継続のための援助  支給期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について､支給決定に通常要する期間を考慮し､申請勧奨等の必要な援助を行っていますか｡ | いる  いない  該当なし |
| 16  心身の状況等の把握  ★  共通 | ｻｰﾋﾞｽの提供に当たり､利用者の心身の状況､その置かれている環境､他の保健医療ｻｰﾋﾞｽ又は福祉ｻｰﾋﾞｽの利用状況等の把握に努めていますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第16条  省令第16条 |
| 17  指定障害  福祉ｻｰﾋﾞｽ事業者等との連携等  ★  共通 | (1) ｻｰﾋﾞｽ提供時の関係機関等との連絡調整  ｻｰﾋﾞｽの提供に当たり､地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い､市町村､他の指定障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業者等その他の保健医療･福祉ｻｰﾋﾞｽ提供者との密接な連携に努めていますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第17条  省令第17条 |
| (2) ｻｰﾋﾞｽ提供終了に伴う関係機関等との連携  ｻｰﾋﾞｽの提供の終了に際し利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに､保健医療･福祉ｻｰﾋﾞｽ提供者との密接な連携に努めていますか｡ | いる  いない  該当なし |
| 18  身分を証する書類の携行  共通 | 従業者に身分を証する書類を携行させ､初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは､これを提示する旨の指導をしていますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第18条  省令第18条  解釈通知  第三の3(8) |
| ※ 身分証等には､当該居宅介護事業所等の名称､当該従業者の氏名を記載するものとし､当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです｡ |
| 19  ｻｰﾋﾞｽの提供の記録  ★  共通 | (1) 記録の時期  ｻｰﾋﾞｽを提供した際に､提供日､提供したｻｰﾋﾞｽの具体的内容その他必要な事項(実績時間数､伝達事項)を､その都度記録していますか｡(後日､一括記録しない｡) | いる  いない  該当なし | 条例第19条  省令第19条  解釈通知  第三の3(9) |
| ※ 連続した時間帯に異なるｻｰﾋﾞｽを提供した場合に､記録が一緒のため､各々のｻｰﾋﾞｽの時間､内容がわからない例があります｡  (例:居宅介護の身体介護と家事援助､居宅介護と行動援護･同行援護) |
| (2) 利用者の確認  前項(1)のｻｰﾋﾞｽ提供の記録に際しては､利用者等からｻｰﾋﾞｽを提供したことについて確認を受けていますか｡ | いる  いない  該当なし |
| ※ ｻｰﾋﾞｽの提供を受けたことの利用者等の確認は､ｻｰﾋﾞｽの具体的内容を記録してあるｻｰﾋﾞｽ提供記録(個表)に受けてください｡  ※ なお､ｻｰﾋﾞｽ提供記録に加えて､月ごとの｢ｻｰﾋﾞｽ提供実績記録表｣に利用者確認印を受けることは基準上求められていないので､必要に応じて省いて差し支えありません｡ |
| 20  利用者に  求めることのできる金銭の  支払の範囲等  共通 | (1) 利用者負担額以外の金銭の支払の範囲  利用者負担額以外に利用者から金銭の支払いを求める場合､使途が直接利用者の便益を向上させるものであって､利用者に支払を求めることが適当であるものに限られていますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第20条  省令第20条  解釈通知  第三の3(10) |
| ※あいまいな名目による徴収や各利用者から一律に徴収することは認められません｡ |
| (2) 金銭の支払に係る支給決定障害者等への説明  金銭の支払いを求める際に､使途､額及び支払いを求める理由を書面で明らかにし､利用者から同意を得ていますか｡ | いる  いない  該当なし |
| 21  利用者負担額等の受領  ★  共通 | (1) 利用者負担額の受領  ｻｰﾋﾞｽを提供した際は､利用者からｻｰﾋﾞｽに係る利用者負担額に支払いを受けていますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第21条  省令第21条  解釈通知  第三の3(11) |
| (2) 法定代理受領を行わない場合  法定代理受領を行わないｻｰﾋﾞｽを提供した際は､厚生労働大臣が定める基準額を受領していますか｡ | いる  いない  該当なし |
| (3) その他受領が可能な費用､利用者の同意  (1)､(2)のほか､利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてｻｰﾋﾞｽを提供する場合､利用者から受領する交通費は実費相当額ですか｡  また､当該ｻｰﾋﾞｽの内容及び費用の説明をし､同意を得ていますか｡ | いる  いない  該当なし |
| (4) 領収書の交付  (1)~(3)の費用を受領した場合に､利用者に領収証を交付していますか｡ | いる  いない  該当なし |
| 22  利用者負担額に係る管理  共通 | 利用者の依頼を受けて､他事業所の利用者負担額も含め､利用者負担額の管理(上限額管理)を行っている場合､ｻｰﾋﾞｽ費及び利用者負担合計額の算定は適正ですか｡  また､上限額管理を行う事業者は､利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに､利用者及び他事業者に通知していますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第22条  省令第22条 |
| 23  介護給付費の額に係る通知等  ★  共通 | (1) 利用者への通知  事業者が法定代理受領により市町村から介護給付費の支給を受けた場合は､利用者に対しその介護給付費の額を通知していますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第23条  省令第23条  解釈通知  第三の3(13) |
| ※ 介護給付費の額に係る通知は､介護保険ｻｰﾋﾞｽにはない制度です｡  ※ 通知は､利用月の翌々月に介護給付費の支給を受けた日以降に通知してください｡(4月のｻｰﾋﾞｽ利用に係る通知は､6月中旬以降)  ※ 通知には､通知の日､ｻｰﾋﾞｽ利用月(必要に応じて利用の内訳)､介護給付費の支給を受けた日､介護給付費の額などを記載します｡ |
| (2) ｻｰﾋﾞｽ提供証明書の利用者への交付  利用者から法定代理受領を行わないｻｰﾋﾞｽの費用を受領した場合､ｻｰﾋﾞｽの内容､費用の額その他利用者が市町村に介護給付費の請求をする上で必要な事項と同様な事項を記載したｻｰﾋﾞｽ提供証明書を利用者に交付していますか｡ | いる  いない  該当なし |
| 24  ｻｰﾋﾞｽの基本取扱方針  共通 | (1) ｻｰﾋﾞｽの適切な提供  提供するｻｰﾋﾞｽは､利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう､当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されていますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第24条  省令第24条 |
| (2) ｻｰﾋﾞｽの質の評価及び改善  その提供するｻｰﾋﾞｽの質の評価を行い､常にその改善を図っていますか｡ | いる  いない  該当なし |
| 25  ｻｰﾋﾞｽの具体的  取扱方針  共通 | ｻｰﾋﾞｽの方針は､次に掲げるところとなっていますか｡  ① 個別支援計画(居宅介護計画･重度訪問介護計画･同行援護計画･行動援護計画)に基づき､利用者の日常生活に必要な援助を行うこと｡  ② ｻｰﾋﾞｽ提供は､懇切丁寧に行い､利用者等に対しｻｰﾋﾞｽの提供方法等について理解しやすいよう説明すること｡  ③ 介護技術の進歩に対応し､適切な介護技術をもってｻｰﾋﾞｽの提供を行うこと｡  ④ 常に利用者の心身の状況､その置かれている環境等の的確な把握に努め､利用者又はその家族に対し適切な相談及び助言を行うこと｡ | いる  いない  該当なし | 条例第25条  省令第25条 |
| 26  個別支援  計画の作成  ★  共通 | (1) 個別支援計画の作成  ｻｰﾋﾞｽ提供責任者は､利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて具体的なｻｰﾋﾞｽ内容等を記載した個別支援計画を作成していますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第26条  省令第26条  解釈通知  第三の3(16) |
| ※ 個別支援計画の作成､並びに利用者等への計画の目標､内容､実施状況､評価の説明は､ｻｰﾋﾞｽ提供責任者の業務とされています｡計画には作成したｻｰﾋﾞｽ提供責任者の氏名を記載してください｡ |
|  | ※ 個別支援計画の作成に当たっては､利用者の状況を把握･分析し､居宅介護等の提供によって解決すべき課題を明らかにし(ｱｾｽﾒﾝﾄ)､援助の方向性や目標を明確にしてください｡  ※ 個別支援計画には､担当する従業者の氏名､従業者が提供するｻｰﾋﾞｽの具体的内容､所要時間､日程等を明らかにしてください｡  ※ 個別支援計画には､利用者等の同意欄を設け､署名､押印を受け､交付日を入れるなど､利用者等の同意･交付を確実に行ってください｡ |  |  |
|  | (2) 計画の説明､同意､交付  ｻｰﾋﾞｽ提供責任者は､個別支援計画を作成した際に､利用者等に計画の内容を説明し､同意欄(署名･押印)等により利用者の同意を得て計画を交付していますか｡ | いる  いない  該当なし |  |
| (3) 計画の変更  ｻｰﾋﾞｽ提供責任者は､計画作成後においても､計画の実施状況を把握し､必要に応じて計画の変更を行っていますか｡  また､計画の変更は､(1)及び(2)に準じて取り扱っていますか｡ | いる  いない  該当なし |
| (4) 計画の把握､助言､指導等  ｻｰﾋﾞｽ提供責任者は､他の従業者の行うｻｰﾋﾞｽが､当該個別支援計画に沿って実施されているかについて把握するとともに､助言､指導等必要な管理を行っていますか｡ | いる  いない  該当なし |
| 27  支援計画  ｼｰﾄ等の作成  行動 | (1) ｻｰﾋﾞｽの提供に当たり､事前に利用者の行動特徴､日常的な生活ﾊﾟﾀｰﾝ等について情報収集し､援護に必要なｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝﾂｰﾙを用意するなどの準備をし､それらを活用して適切に支援を行うための支援計画ｼｰﾄ等を作成するとともに､支援内容を記録用紙に記録していますか｡ | いる  いない  該当なし | 留意事項通知  第二の2(4) |
|  | (2) 危険を回避する援助や外出時の移動の補助を行った場合､具体的に､どこで､どのようなｻｰﾋﾞｽを提供したのかをｻｰﾋﾞｽ提供記録等に記録していますか｡ | いる  いない  該当なし |  |
|  | ● 行動援護は､次のようなｻｰﾋﾞｽを行います｡  ① 予防的対応  ｱ 行動予定が分からない等のため不安定にならないよう､あらかじめ行動の順番や目的地､道順等を説明し､理解させる｡  ｲ 行動障害の引き金となる視覚､聴覚等の刺激を与えない工夫をする等の環境調整を行う｡ |  |  |
|  | ② 制御的対応  ｱ 行動障害を起こしたときの､本人や周囲の人の安全を確保しつつ行動障害を適切におさめる｡  ｲ 突然飛び出す等の不適切な行動､自分を傷つける行為等をおさめる｡  ｳ 本人の思い込みにより､突然動かなくなったり､特定のものに強いこだわりを示すなどの極端な行動を引き起こす際の対応 |  |  |
|  | ③ 身体介護的対応  ｱ 便意の認識ができない者の介助等の対応  ｲ 食事を摂る場合の食事介護  ｳ 入浴及び衣服の着脱介助 など |  |  |
|  | 【支援計画ｼｰﾄ等】  ≪参照≫｢重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について｣  (H26.3.31 障障発第0331第8号 厚生労働省社会･援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)  (4) 行動援護を有する者に対する支援の情報の共有について  ○ 行動障害を有する者への支援は､行動障害に専門性を有する行動援護事業者と他のｻｰﾋﾞｽ事業者が役割分担を明確にしつつ､全体として連携体制を構築して支援を行う必要がある｡  ○ 行動障害の専門家によるｱｾｽﾒﾝﾄ情報(問題行動の分析や環境調整等の情報)を共有することが必要である｡  ○ なお､相談支援事業者､行動援護事業者､重度訪問介護事業者等の間におけるこれらの情報の共有に資するため､標準的なｱｾｽﾒﾝﾄｼｰﾄ((参考1)支援計画ｼｰﾄ(例))及び支援手順書((参考2)支援手順書 兼 記録用紙(例))をご活用いただきたい｡ |  |  |
| 28  同居家族に対する  ｻｰﾋﾞｽ提供の禁止  共通 | 従業者に対し､その同居家族である利用者に対するｻｰﾋﾞｽの提供をさせていませんか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第27条  省令第27条 |
| ※ 従業者が､自らの同居家族に対してｻｰﾋﾞｽを提供することはできません｡  ※ 別居の親族に対する提供であっても､｢家族介護と区別がつかない､外部の目が届きにくい｣等の問題があり､ｻｰﾋﾞｽの質の低下や､不適切なｻｰﾋﾞｽにつながるおそれがあります｡ |
| 29  緊急時等の対応  ★  共通 | ｻｰﾋﾞｽを提供しているときに利用者に病状の急変があった場合その他必要な場合は､速やかに医療機関へ連絡する等必要な措置を講じていますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第28条  省令第28条  解釈通知  第三の3(17) |
| <緊急時に備えて日頃からできることの例>  ･利用者の既往症や発作の有無などを把握しておき､緊急時の連絡方法(医療機関･家族等)や対応方法を整理し､すぐに対応できるようにする｡  ･救急車を呼んだ場合に情報提供など適切な対応ができるようにする｡  ･携帯連絡先､連絡網を整理し､常時､すぐに連絡がとれる体制を整える｡  ･過去の事例などから緊急時の具体的な対応方法をあらかじめ想定し､従業者で話し合っておき､ﾏﾆｭｱﾙ等に整理しておく｡  ･救急用品を整備する､また応急手当について学んでおく｡ 等 |
| 30  利用者に関する市町村への通知  共通 | 利用者(支給決定障がい者)が､偽りその他不正な行為によって介護給付費を受け､又は受けようとしたとき､遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知していますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第29条  省令第29条 |
| 31  管理者及びｻｰﾋﾞｽ提供責任者の責務  ★  共通 | (1) 管理者による一元的な管理､指揮命令  管理者は､従業者及び業務の一元的な管理を行っていますか｡  また､運営に関する基準を遵守させるため､必要な指揮命令を行っていますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第30条  省令第30条 |
| (2) ｻｰﾋﾞｽ提供責任者の責務  ｻｰﾋﾞｽ提供責任者は､居宅介護等計画の作成のほか､ｻｰﾋﾞｽの利用の申込みに係る調整､従業者に対する技術指導等のｻｰﾋﾞｽの内容の管理等を行っていますか｡ | いる  いない  該当なし |
| 32  運営規程  ★  共通 | 事業所ごとに､次の重要事項に関する運営規程を定めていますか｡  ※ 運営規程に法令等で定める事項が定められているか､事業所の現況や運営実態､重要事項説明書や利用契約書､ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ等の記載と合っているか､点検してください｡  ※ 運営規程を変更した場合には､市(障害福祉課)に届出が必要です｡ | いる  いない  該当なし | 条例第31条  省令第31条  解釈通知  第三の3(20) |
|  | |  |  | | --- | --- | | 項 目  (条例第31条に掲げる重要事項) | 主な指摘のﾎﾟｲﾝﾄ | | ① 事業の目的及び運営の方針 | ① ④など  ･事業の目的等に､併せて指定を受けている重度訪問介護･同行援護･行動援護が定められているか｡  ② ③ ⑤など  ･事業所の実態､重要事項説明書等と合っているか｡※1  ④  ･通院等乗降介助を実施する場合は定められているか｡※2  ･交通費の規定が､事業所からでなく｢通常の事業の実施地域を越えた地点から｣算定する旨の規定となっているか｡※3  ⑤  ･通常の事業の実施地域は､客観的に区域が特定されているか｡  ⑧  ･虐待防止の措置について､具体的措置が定められているか｡  1虐待の防止に関する責任者の選定､  2成年後見制度の利用支援､  3従業者に対する虐待の防止を啓発･  普及するための研修の実施､  4｢虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等に関すること 等  ⑩  ･地域生活支援拠点等である場合は､その旨を規定し､拠点等の必要な機能のうち､満たす機能を明記すること｡ | | ② 従業者の職種､員数及び職務の内容 | | ③ 営業日及び営業時間 | | ④ 指定居宅介護等の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額 | | ⑤ 通常の事業の実施地域 | | ⑥ 緊急時等における対応方法 | | ⑦ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 | | ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 | | ⑨ 個人情報の取扱い | | ⑩ その他運営に関する重要事項  (苦情解決体制､事故発生時の対応等) | | |  |
|  | ※1 特に､従業者の員数､営業日･時間､通常の事業の実施地域などが､事業所の実態や重要事項説明書等と合っているか点検してください｡  なお､従業者の｢員数｣は日々変わりうるものであるため､業務負担軽減等の観点から､規程を定めるに当たっては､人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において､｢○人以上｣と記載することも差し支えない｡  ※2 通院等乗降介助は､道路運送法第4条の一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業)の許可､同法43条の旅客自動車運送事業の許可又は同法第79条の福祉有償運送事業の登録が必要です｡  ※3 通常の事業の実施地域については､地域外のｻｰﾋﾞｽ提供を妨げるものではありません｡この場合､運営規程に定め､利用者の同意を得て､｢通常の事業の実施地域を越えた地点から｣目的地(訪問先)までの距離に応じた交通費の支払いを受けることができます｡なお､この交通費は徴収しない扱いとすることもできます｡ | |  |
| 33  介護等の  総合的な  提供  共通 | ｻｰﾋﾞｽの提供に当たっては､入浴､排せつ､食事等の介護又は調理､洗濯､掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし､特定の援助に偏っていませんか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第32条  省令第32条  解釈通知  第三の3(21) |
| ※ ｢偏る｣とは､特定のｻｰﾋﾞｽ行為のみを専ら行うことや､特定のｻｰﾋﾞｽ行為に係るｻｰﾋﾞｽ提供時間が月単位等一定期間中のｻｰﾋﾞｽ提供時間の大半を占めていれば､該当します｡(身体介護のうち特定のｻｰﾋﾞｽ行為に偏ったり､家事援助のうち特定のｻｰﾋﾞｽ行為に偏ったり､通院等介助又は通院等乗降介助に限定してはなりません｡)  ※ ｻｰﾋﾞｽ提供の実績に限らず､事業運営の方針､広告､従業者の勤務体制､当該事業者の行う他の事業との関係等､事業運営全般から判断して特定のｻｰﾋﾞｽ行為に偏ることが明らかであれば､本事項に抵触します｡ |
| 34  勤務体制の確保等  ★  共通 | (1) 勤務体制の確保  利用者に対して適切なｻｰﾋﾞｽが提供できるよう､指定事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第33条  省令第33条  解釈通知  第三の3(22) |
| ※ 月ごとの勤務表を作成し､従業者の日々の勤務時間､常勤･非常勤､登録の別､管理者との兼務関係､ｻｰﾋﾞｽ提供責任者である旨等を明確にしてください｡ |  |
| (2) 従業者によるｻｰﾋﾞｽ提供  指定事業所ごとに､当該事業所の従業者によってｻｰﾋﾞｽを提供していますか｡ | いる  いない  該当なし |
| ※ 当該事業所の従業者とは､雇用契約､その他の契約により､当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指します｡ |  |
| (3) 研修機会の確保  従業者の資質向上のため､研修の機会(外部研修への参加のほか､定例会議と兼ねて実施する職場研修､事例研究､意見交換等を含む)を確保していますか｡ | いる  いない  該当なし |
| ･ 研修内容･回数の定めはありませんが､研修機関の研修､事業所内研修への参加の機会を計画的に確保してください｡  ･ 事業所内研修は､従業者の定例会議と兼ねて勉強会や情報交換をするなど､なるべく計画的･定期的に実施してください｡  ･ また､研修･会議は後日内容を確認したり､活用することができるよう､記録や資料を残しておいてください｡ |  |  |
| <特定事業所加算を算定する事業所は､次の要件(関係部分を抜粋)を満たすことが必要です｡>  ① 従業者個人ごとの研修計画の策定､研修の実施  ② 利用者に関する情報又はｻｰﾋﾞｽ提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催､並びにｻｰﾋﾞｽ提供責任者と従業者との留意事項の伝達と報告体制の確立  ③ 緊急時等における対応方法の明示  ④ 新規従業者に対する熟練した従業者同行による研修の実施 ほか  ※ ｢項目 特定事業所加算｣参照 |
|  | (4) 適切なｻｰﾋﾞｽの提供を確保する観点から､職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか｡ | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47 年法律第113 号)第11 条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41 年法律第132 号)第30 条の2第1項の規定に基づき､事業者には､職場におけるｾｸｼｭｱﾙﾊﾗｽﾒﾝﾄやﾊﾟﾜｰﾊﾗｽﾒﾝﾄ(以下｢職場におけるﾊﾗｽﾒﾝﾄ｣という｡)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ､規定したものである｡事業者が講ずべき措置の具体的内容及び事業者が講じることが望ましい取組については､次のとおりとする｡なお､ｾｸｼｭｱﾙﾊﾗｽﾒﾝﾄについては､上司や同僚に限らず､利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること｡ |  |  |
|  | ｱ 事業者が講ずべき措置の具体的内容  事業者が講ずべき措置の具体的な内容は､事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18 年厚生労働省告示第615 号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号｡以下｢ﾊﾟﾜｰﾊﾗｽﾒﾝﾄ指針｣という｡)において規定されているとおりであるが､特に留意されたい内容は以下のとおりである｡ |  |  |
| a 事業者の方針等の明確化及びその周知･啓発職場におけるﾊﾗｽﾒﾝﾄの内容及び職場におけるﾊﾗｽﾒﾝﾄを行ってはならない旨の方針を明確化し､従業者に周知･啓発すること｡  b 相談(苦情を含む｡以下同じ｡)に応じ､適切に対応するために必要な体制の整備  相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により､相談への対応のための窓口をあらかじめ定め､従業者に周知すること｡ |  |  |
|  | なお､ﾊﾟﾜｰﾊﾗｽﾒﾝﾄ防止のための事業者の方針の明確化等の措置義務については､女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30 条の2第1項の規定により､中小企業(資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300 人以下の企業)は､令和4年4月1日から義務化となり､それまでの間は努力義務とされているが､適切な勤務体制の確保等の観点から､必要な措置を講じるよう努められたい｡ |  |  |
|  | ｲ 事業者が講じることが望ましい取組について  ﾊﾟﾜｰﾊﾗｽﾒﾝﾄ指針においては､顧客等からの著しい迷惑行為(ｶｽﾀﾏｰﾊﾗｽﾒﾝﾄ)の防止のために､事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として､①相談に応じ､適切に対応するために必要な体制の整備､②被害者への配慮のための取組(ﾒﾝﾀﾙﾍﾙｽ不調への相談対応､行為者に対して1人で対応させない等)及び③被害防止のための取組(ﾏﾆｭｱﾙ作成や研修の実施等､業種･業態等の状況に応じた取組)が規定されているので参考にされたい｡ |  |  |
| 35  業務継続  計画の  策定等 | (1) 感染症や非常災害の発生時において､利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための､及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下｢業務継続計画｣という｡)を策定し､当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例  第33条の2  省令  第33条の2 |
| 共通 | ※ 令和6年3月31日まで努力義務(令和6年4月1日より義務化) |  |  |
| ★ | ※ 感染症や災害が発生した場合にあっても､利用者が継続して指定居宅介護の提供を受けられるよう､指定居宅介護の提供を継続的に実施するための､及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下｢業務継続計画｣という｡)を策定するとともに､当該業務継続計画に従い､従業者に対して､必要な研修及び訓練(ｼﾐｭﾚｰｼｮﾝ)を実施しなければならないこととしたものである｡なお､業務継続計画の策定､研修及び訓練の実施については､基準第33 条の2に基づき指定居宅介護事業者に実施が求められるものであるが､他のｻｰﾋﾞｽ事業者との連携等により行うことも差し支えない｡また､感染症や災害が発生した場合には､従業者が連携して取り組むことが求められることから､研修及び訓練の実施にあたっては､全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい｡  なお､業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては､障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉ｻｰﾋﾞｽの事業等の人員､設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10 号｡以下｢令和3年改正省令｣という｡)附則第3条において､3年間の経過措置を設けており､令和6年3月31 日までの間は､努力義務とされている｡ |  | 解釈通知  第三の3(23) |
|  | ※ 業務継続計画には､以下の項目等を記載すること｡なお､各項目の記載内容については､｢障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所等における新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症発生時の業務継続ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ｣及び｢障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所等における自然災害発生時の業務継続ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ｣を参照されたい｡また､想定される災害等は地域によって異なるものであることから､項目については実態に応じて設定すること｡なお､感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない｡ |  |  |
|  | ｱ 感染症に係る業務継続計画  a 平時からの備え(体制構築･整備､感染症防止に向けた取組の実施､備蓄品の確保等)  b 初動対応  c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携､濃厚接触者への対応､関係者との情報共有等)  ｲ 災害に係る業務継続計画  a 平常時の対応(建物･設備の安全対策､電気･水道等のﾗｲﾌﾗｲﾝが停止した場合の対策､必要品の備蓄等)  b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準､対応体制等)  c 他施設及び地域との連携 |  |  |
|  | (2) 従業者に対し､業務継続計画について周知するとともに､必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか｡ | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※ 研修の内容は､感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに､平常時の対応の必要性や､緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする｡  従業者教育を組織的に浸透させていくために､定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに､新規採用時には別に研修を実施することが望ましい｡また､研修の実施内容についても記録すること｡なお､感染症の業務継続計画に係る研修については､感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない｡ |  |  |
|  | (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い､必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか｡ | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※ 訓練(ｼﾐｭﾚｰｼｮﾝ)においては､感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう､業務継続計画に基づき､指定居宅介護事業所内の役割分担の確認､感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとする｡なお､感染症の業務継続計画に係る訓練については､感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない｡訓練の実施は､机上を含めその実施手法は問わないものの､机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である｡ |  |  |
| 36  衛生管理等  共通 | (1) 従業者の健康管理  従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第34条  省令第34条  労働安全衛  生法第66条  解釈通知  第三の3(24) |
| ※ 常時使用する労働者に対し､1年以内ごとに1回(ただし､深夜業労働者等は6ヶ月ごとに1回)､定期に健康診断を実施しなければなりません｡ |
| <特定事業所加算>  特定事業所加算を算定する事業所は､全従業者に対する健康診断の定期的な実施が必要です｡ |
| (2) 設備等の衛生管理  事業所の設備及び備品等について､衛生的な管理に努めていますか｡ | いる  いない  該当なし |
| ※ 特に､指定居宅介護事業者は､従業者が感染源となることを予防し､また従業者を感染の危険から守るため､手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染予防のための備品等を備えるなど対策を講じる必要があります｡  なお､手洗所等の従業者共用のﾀｵﾙは､感染源として感染拡大の恐れがありますので､使用しないでください｡ |
|  | (3) 事業所において感染症が発生し､又はまん延しないように､次に掲げる措置を講じていますか｡ | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※ 感染症が発生し､又はまん延しないように講ずべき措置については､具体的には次のｱからｳまでの取扱いとすること｡各事項について､同項に基づき指定居宅介護事業所に実施が求められるものであるが､他のｻｰﾋﾞｽ事業者との連携等により行うことも差し支えない｡  なお､感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る義務付けの適用に当たっては､令和3年改正省令附則第4条において､3年間の経過措置を設けており､令和6年3月31 日までの間は､努力義務とされている｡ |  |  |
|  | ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(ﾃﾚﾋﾞ電話装置その他の情報通信機器(以下｢ﾃﾚﾋﾞ電話装置等｣という｡)を活用して行うことができるものとする｡)を定期的に開催するとともに､その結果について､従業者に周知徹底を図っていますか｡ | いる  いない  該当なし |  |
|  | 〔感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会〕  事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下｢感染対策委員会｣という｡)であり､感染対策の知識を有する者を含む､幅広い職種により構成することが望ましく､特に､感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい｡構成ﾒﾝﾊﾞｰの責任及び役割分担を明確にするとともに､専任の感染対策を担当する者(以下｢感染対策担当者｣という｡)を決めておくことが必要である｡感染対策委員会は､利用者の状況など指定居宅介護事業所の状況に応じ､おおむね6月に1回以上､定期的に開催するとともに､感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある｡ |  |  |
|  | 感染対策委員会は､ﾃﾚﾋﾞ電話装置等(ﾘｱﾙﾀｲﾑでの画像を介したｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝが可能な機器をいう｡以下同じ｡)を活用して行うことができるものとする｡ただし､障害のある者が参加する場合には､その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと｡この際､厚生労働省｢福祉分野における個人情報保護に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ｣等を遵守すること｡  なお､感染対策委員会は､他の会議体を設置している場合､これと一体的に設置･運営することとして差し支えない｡また､指定居宅介護事業所に実施が求められるものであるが､他のｻｰﾋﾞｽ事業者との連携等により行うことも差し支えない｡ |  |  |
|  | ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか｡ | いる  いない  該当なし |  |
|  | 〔感染症の予防及びまん延の防止のための指針〕  事業所における｢感染症の予防及びまん延の防止のための指針｣には､平常時の対策及び発生時の対応を規定する｡平常時の対策としては､指定居宅介護事業所内の衛生管理(環境の整備等)､支援にかかる感染対策(手洗い､標準的な予防策)等､発生時の対応としては､発生状況の把握､感染拡大の防止､医療機関や保健所､市町村における事業所関係課等の関係機関との連携行政等への報告等が想定される｡また､発生時における指定居宅介護事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し､明記しておくことも必要である｡  なお､それぞれの項目の記載内容の例については､｢障害福祉ｻｰﾋﾞｽ施設･事業所職員のための感染対策ﾏﾆｭｱﾙ｣も踏まえて検討すること｡ |  |  |
|  | ③ 事業所において､従業者に対し､感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか｡ | いる  いない  該当なし |  |
|  | 〔感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練〕  従業者に対する｢感染症の予防及びまん延の防止のための研修｣の内容は､感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及･啓発するとともに､当該指定居宅介護事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする｡  職員教育を組織的に浸透させていくためには､当該指定居宅介護事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに､新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい｡また､研修の実施内容についても記録することが必要である｡  なお､研修の実施は､厚生労働省｢障害福祉ｻｰﾋﾞｽ施設･事業所職員のための感染対策ﾏﾆｭｱﾙ｣等を活用するなど､指定居宅介護事業所内で行うものでも差し支えなく､当該指定居宅介護事業所の実態に応じ行うこと｡ |  |  |
|  | また､平時から､実際に感染症が発生した場合を想定し､発生時の対応について､訓練(ｼﾐｭﾚｰｼｮﾝ)を定期的(年1回以上)に行うことが必要である｡訓練においては､感染症発生時において迅速に行動できるよう､発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき､指定居宅介護事業所内の役割分担の確認や､感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする｡訓練の実施は､机上を含めその実施手法は問わないものの､机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である｡ |  |  |
| 37  掲示  ★  共通 | 事業所の見やすい場所に､運営規程の概要､従業者の勤務体制､その他利用申込者のｻｰﾋﾞｽの選択に資する重要事項を掲示していますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第35条  省令第35条 |
| ※ 事業者は､運営規程の概要､従業者の勤務体制､事故発生時の対応､苦情処理の体制､提供するｻｰﾋﾞｽの第三者評価の実施状況(実施の有無､実施した直近の年月日､実施した評価機関の名称､評価結果の開示状況)等の利用申込者のｻｰﾋﾞｽの選択に資すると認められる重要事項を指定居宅介護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが､に掲げる点に留意する必要がある｡  ｱ 指定居宅介護事業所の見やすい場所とは､重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること｡  ｲ 従業者の勤務体制については､職種ごと､常勤･非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり､従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと｡ |  | 解釈通知  第三の3(25) |
|  | ※ 重要事項を記載したﾌｧｲﾙ等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定居宅介護事業所内に備え付けることで掲示に代えることができる｡ |  |  |
| 38  身体拘束等  の禁止  共通  ★ | (1) ｻｰﾋﾞｽの提供に当たっては､利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き､身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下｢身体的拘束等｣という｡)を行っていませんか｡ | いる  いない  該当なし | 条例  第35条の2  省令  第35条の2 |
| (2) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には､その内容等について利用者又はその家族に対してできる限り詳細に説明し､十分な理解を得るよう努めるとともに､身体的拘束等を行った場合は､その態様及び時間､その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか｡ | いる  いない  該当なし | 解釈通知  第三の3(26) |
|  | ※ 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き､身体拘束等を行ってはならず､緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても､その態様及び時間､その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである｡ |  |  |
|  | (3) 身体的拘束等の適正化を図るため､次に掲げる措置を講じていますか｡ |  |  |
|  | ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(ﾃﾚﾋﾞ電話装置等を活用して行うことができるものとする｡)を定期的に開催するとともに､その結果について､従業者に周知徹底を図っていますか｡ | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※ ｢身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会｣(以下｢身体拘束適正化検討委員会｣という｡)は､事業所に従事する幅広い職種により構成する｡構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに､専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である｡身体拘束適正化検討委員会には､第三者や専門家を活用することが望ましく､その方策として､医師(精神科専門医等)､看護職員等の活用が考えられる｡また､事業所単位でなく､法人単位での委員会設置も可能であるため､事業所の規模に応じた対応を検討すること｡ |  |  |
|  | なお､身体拘束適正化検討委員会は､少なくとも1年に1回は開催することが望ましいが､虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから､虐待防止委員会と一体的に設置･運営すること(虐待防止委員会において､身体拘束等の適正化について検討する場合も含む｡)も差し支えない｡  事業所が､報告､改善のための方策を定め､周知徹底する目的は､身体拘束等の適正化について､事業所全体で情報共有し､不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり､決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である｡ |  |  |
|  | ※ 身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は､次のようなことを想定している｡  ｱ 身体拘束等について報告するための様式を整備すること｡  ｲ 従業者は､身体拘束等の発生ごとにその状況､背景等を記録するとともに､ｱの様式に従い､身体拘束等について報告すること｡  ｳ 身体拘束適正化検討委員会において､ｲにより報告された事例を集計し､分析すること｡  ｴ 事例の分析に当たっては､身体拘束等の発生時の状況等を分析し､身体拘束等の発生原因､結果等をとりまとめ､当該事例の適正性と適正化策を検討すること｡  ｵ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること｡  ｶ 適正化策を講じた後に､その効果について検証すること｡ |  |  |
| ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか｡ | いる  いない  該当なし |
|  | ※ 事業所が整備する｢身体拘束等の適正化のための指針｣には､次のような項目を盛り込むこととする｡  ｱ 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方  ｲ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ｳ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  ｴ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針  ｵ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針  ｶ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  ｷ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 |  |  |
|  | ③ 従業者に対し､身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していますか｡ | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては､身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及･啓発するとともに､事業所における指針に基づき､適正化の徹底を図るものとする｡  職員教育を組織的に徹底させていくためには､事業所が指針に基づいた研修ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑを作成し､定期的な研修を実施(年一回以上)するとともに､新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である｡  また､研修の実施内容について記録することが必要である｡なお､研修の実施に当たっては､事業所内で行う職員研修で差し支えなく､他の研修と一体的に実施する場合や他の研修ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合､例えば､虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は､身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない｡ |  |  |
| 39  秘密保持等  ★  共通 | (1) 従業者及び管理者であった者(退職後を含む)が､正当な理由なく業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう､誓約書を徴するなど､必要な措置を講じていますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第36条  省令第36条 | |
| (2) 利用契約の際に､ｻｰﾋﾞｽ担当者会議等､他の事業者等に対して､利用者又は家族に関する情報を提供することについて､あらかじめ文書(個人情報提供同意書)により､利用者又は家族の同意を得ていますか｡ | いる  いない  該当なし |  |
| ※ ｻｰﾋﾞｽ提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足ります｡  ※ 文面が障害福祉ｻｰﾋﾞｽの説明となっているか､見直してください｡  ※ 個人情報保護方針等の説明に止まらず､書面で同意を得てください｡  ※ ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞへの写真掲載等は､個別に同意を得ることが必要です｡ |
| 40  情報の提供  等  ★  共通 | (1) 情報の提供  利用希望者が適切かつ円滑に利用できるよう､当該事業者が実施する事業内容の情報提供に努めていますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第37条  省令第37条 |
| (2) 虚偽又は誇大広告  当該事業者について広告をする場合､その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか｡ | いる  いない  該当なし |
| 41  利益供与等  の禁止  共通 | (1) 利益供与の禁止  相談支援事業者若しくは他の障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業者やその従業者に対し､利用者又は家族に当該事業者を紹介することの対償として､金品その他の財産上の利益を供与していませんか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第38条  省令第38条 |
| (2) 利益収受の禁止  相談支援事業者若しくは他の障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業者又はその従業者から､利用者又は家族を紹介することの対償として､金品その他の財産上の利益を収受していませんか｡ | いる  いない  該当なし |
| 42  苦情解決  ★  共通 | (1) 苦情解決のための措置  利用者又は家族からのｻｰﾋﾞｽに関する苦情に迅速かつ適切に対応するため､苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第39条  省令第39条  解釈通知  第三の3(29) |
| ※ 苦情解決体制を重要事項説明書等に記載してください｡ |
|  | ※ ｢必要な措置｣とは､具体的には次のとおりです｡  ① 苦情を受け付けるための窓口を設置する｡  ② 相談窓口､苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情処理するために講ずる措置の概要について明らかにする｡  ③ 利用申込者又はその家族にｻｰﾋﾞｽの内容を説明する文書(重要事項説明書)に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する｡  ④ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する｡ |  |  |
|  | <社会福祉事業の経営者による福祉ｻｰﾋﾞｽに関する苦情解決の仕組みの指針について>(平成12年6月7日付け､障第452号ほか､各都道府県知事ほかあて､厚生省大臣官房障害保健福祉部長･社会･援護･老人保健福祉･児童家庭局長連名通知)  1 事業所に｢苦情解決責任者｣と｢苦情受付担当者｣を置く｡  (苦情解決責任者)･･･施設長･管理者･理事等  (苦情受付担当者)･･･職員のうち適当な者 |  |  |
|  | 2 苦情解決に社会性や客観性を確保し､利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を図るために｢第三者委員｣を設置する｡  ･ 第三者委員は､苦情解決に第三者が加わることで､苦情が責任者に届かなかったり､密室化することを防ごうとするもので､事業者と第三者的な立場にあることが重要です｡  ･ 第三者委員は､当該指針では､苦情解決を円滑･円満に図ることができる者等(例:評議員､監事又は監査役､社会福祉士､民生委員･児童委員､大学教授､弁護士など)であって､複数が望ましいとされています｡  なお､明文の制限はありませんが､親族は避けてください｡ |  |  |
|  | (2)窓口の記載  重要事項説明書に､①利用者が支給決定を受けた市町村の苦情相談等の窓口､②埼玉県運営適正化委員会の窓口を記載していますか｡ | いる  いない  該当なし |  |
| <重要事項説明書に記載すべきその他の苦情相談窓口>  ① 市町村の苦情相談等の窓口  利用者が支給決定を受けた市町村の障害ｻｰﾋﾞｽ担当課等の名称･連絡先  【参考】 越谷市障害福祉課 電話:048-963-9164  ② 埼玉県運営適正化委員会の窓口  ※埼玉県国民健康保険団体連合会の窓口(訪問介護等)ではありません｡  〒330-8529さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65  彩の国すこやかﾌﾟﾗｻﾞ1階  <相談専用電話番号> 048-822-1243  <受付時間> 月曜~金曜日 9:00~16:00 |
| (3)苦情受付の記録  苦情について､受付日､内容等を記録していますか｡ | いる  いない  該当なし |
| ※ 苦情のﾎﾟｲﾝﾄや対応案､対応結果を記載できる様式を定めることが必要です｡ |
| (4)知事等が行う調査等への協力､改善､報告  次のとおり対応していますか｡  ① 提供したｻｰﾋﾞｽに関し､法第10条第1項の規定により市町村が行う文書等の提出､提示の命令､当該職員からの質問､当該事業所の帳簿書類等の検査に応じていますか｡  ② 提供したｻｰﾋﾞｽに関し､法第11条第2項の規定により県知事が行う帳簿書類等の提出､提示の命令､当該職員からの質問(実地指導)に応じていますか｡  ③ 提供したｻｰﾋﾞｽに関し､法第48条第1項の規定により県知事又は市町村長が行う帳簿書類等の提出､提示の命令又は当該職員からの質問､帳簿書類等の検査に応じていますか｡  ④ 利用者等からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力し､県知事又は市町村長から指導等があった場合は､必要な改善を行っていますか｡  ⑤ 市町村長等から求めがあった場合に､①から④の改善内容を報告していますか｡  ⑥ 運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査､斡旋にできる限り協力していますか｡ | いる  いない  該当なし | 解釈通知  第三の3(29)  法第10条､  11条､48条  社会福祉法  第85条 |
| 43  事故発生時  の対応  ★  共通 | (1) 事故発生時の措置  ｻｰﾋﾞｽ提供に際し事故等が発生した場合は､市町村に報告し､利用者(当事者)の家族に連絡を行うとともに､必要な措置を講じていますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第40条  省令第40条  の例による  解釈通知  第三の3(30) |
| (2) ﾏﾆｭｱﾙ等の整備  事故対応ﾏﾆｭｱﾙを作成していますか｡また､ﾋﾔﾘ･ﾊｯﾄ事例を収集し対応策を検討するなど､事故防止に取り組んでいますか｡ | いる  いない  該当なし |
| <事故等の例>  ① 食中毒､感染症､熱中症  ② 交通事故､介護､入浴､作業訓練､外出等での事故  ③ 電気､配管等､事業所施設設備に係る事故  ④ 盗難､個人情報の流出(夜間･職員退出時の火気･施錠･書類の置き忘れ､電子ﾃﾞｰﾀの紛失､誤って提供してしまう) |
|  | (3)事故の記録  事故の状況及び事故の処置を､記録していますか｡ | いる  いない  該当なし |  |
| (4) 再発の防止  事故等が発生した場合､原因究明など再発防止策を､事業所の会議で話し合い､  従業者に周知徹底していますか｡ | いる  いない  該当なし |
| (5) 損害賠償  利用者へのｻｰﾋﾞｽ提供に際し賠償すべき事故が発生した場合は､損害賠償を速やかに行っていますか｡ | いる  いない  該当なし |
|  | (6) 損害賠償保険の加入  前記(5)のための損害賠償保険に加入していますか｡  <保険の概要を記入してください>  ※解釈通知において加入が望ましいとされています｡ | いる  いない  該当なし |  |
| 過去の保険適用の事例の 有 ･ 無 |
| ※ 事業所に自動体外式除細動器(AED)を設置することや救命講習等を受講することが望ましいです｡なお､事業所の近隣にAEDが設置されており､緊急時に使用できるよう､地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えありません｡ |
| 44  虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため､次に掲げる措置を講じていますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例  第40条の2  省令  第40条の2 |
| ★ | ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(ﾃﾚﾋﾞ電話装置等を活用して行うことができるものとする｡)を定期的に開催するとともに､その結果について､従業者に周知徹底を図っていますか｡ | いる  いない  該当なし |
|  | ※ 虐待防止委員会の役割は､  ･虐待防止のための計画づくり(虐待防止の研修､労働環境･条件を確認･改善するための実施計画づくり､指針の作成)  ･虐待防止のﾁｪｯｸとﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ(虐待が起こりやすい職場環境の確認等)  ･虐待発生後の検証と再発防止策の検討(虐待やその疑いが生じた場合､事案検証の上､再発防止策を検討､実行)  の3つがある｡  虐待防止委員会の設置に向けては､構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに､専任の虐待防止担当者(必置)を決めておくことが必要であり､虐待防止委員会の構成員には､利用者やその家族､専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい｡なお､事業所単位でなく､法人単位での委員会設置も可であるため､事業所の規模に応じた対応を検討すること｡  虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者(必置)が参画していれば最低人数は問わないが､委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である｡ |  | 解釈通知  第三の3(31) |
|  | なお､虐待防止委員会は､少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが､身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから､虐待防止委員会と一体的に設置･運営することも差し支えない｡  事業所が､報告､改善のための方策を定め､周知徹底する目的は､虐待の防止のための対策について､事業所全体で情報共有し､今後の未然防止､再発防止につなげるためのものであり､決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である｡ |  |  |
|  | 具体的には､次のような対応を想定している｡  ｱ 虐待(不適切な対応事例も含む｡)が発生した場合､当該事案について報告するための様式を整備すること｡  ｲ 従業者は､虐待の発生ごとにその状況､背景等を記録するとともに､ｱの様式に従い､虐待について報告すること｡  ｳ 虐待防止委員会において､ｲにより報告された事例を集計し､分析する  こと｡  ｴ 事例の分析に当たっては､虐待の発生時の状況等を分析し､虐待の発生原因､結果等をとりまとめ､当該事例の再発防止策を検討すること｡  ｵ 労働環境･条件について確認するための様式を整備するとともに､当該様式に従い作成された内容を集計､報告し､分析すること｡  ｶ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること｡  ｷ 再発防止策を講じた後に､その効果について検証すること｡ |  |  |
|  | ※ 指定居宅介護事業所は次のような項目を定めた｢虐待防止のための指針｣を作成することが望ましい｡  ｱ 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方  ｲ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項  ｳ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針  ｴ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針  ｵ 虐待発生時の対応に関する基本方針  ｶ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  ｷ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 |  |  |
| ② 事業所において､従業者に対し､虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか｡  ※ 従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては､虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及･啓発するとともに､指針を作成した事業所においては当該指針に基づき､虐待防止の徹底を図るものとする｡  職員教育を組織的に徹底させていくためには､事業所の虐待防止委員会が作成した研修ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑを実施し､定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに､新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である｡  また､研修の実施内容について記録することが必要である｡なお､研修の実施は､施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援ｾﾝﾀｰ等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない｡ | いる  いない  該当なし |
| ③ ①､②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか｡ | いる  いない  該当なし |
| ※ 虐待防止のための担当者については､ｻｰﾋﾞｽ提供責任者等を配置すること｡ |
| 45  会計の区分  ★  共通 | 事業所ごとに経理を区分するとともに､事業ごとに会計を区分していますか｡ | いる  いない  該当なし | 条例第41条  省令第41条 |
| 46  記録の整備  ★  共通 | 従業者､設備､備品及び会計に関する諸記録を整備していますか｡  また､次の記録については､その完結の日から5年間保存していますか｡  ※ 事業者は､従業者､設備､備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること｡なお､事業者は､ｻｰﾋﾞｽの提供に関する諸記録のうち､少なくとも次に掲げる記録については､ｻｰﾋﾞｽを提供した日から､少なくとも5年以上保存しておかなければならないこととしたものである｡  ① ｻｰﾋﾞｽに関する記録  ｱ ｻｰﾋﾞｽの提供に係る記録  ｲ 個別支援計画  ｳ 身体拘束等の記録  ｴ 苦情の内容等に係る記録  ｵ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  ② 市町村への通知に係る記録 | いる  いない  該当なし | 条例第42条  省令第42条 |
|  |  |
| 47  電磁的  記録等  共通 | (1) 指定障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業者及びその従業者は､作成､保存その他これらに類するもののうち､この条例の規定において書面(書面､書類､文書､謄本､抄本､正本､副本､複本その他文字､図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう｡以下この条において同じ｡)で行うことが規定されている又は想定されるもの(項目｢契約支給量の報告等(受給者証への記載)｣｢受給資格の確認｣を除く｡)については､書面に代えて､当該書面に係る電磁的記録(電子的方式､磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって､電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう｡)により行っていますか｡  〔電磁的記録について〕  指定障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業者及びその従業者(以下｢事業者等｣という｡)の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため､事業者等は､この省令で規定する書面の作成､保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである｡令和3年7月1日施行｡ | いる  いない  該当なし | 条例第207条  省令第224条  解釈通知  第十七2 |
| ① 電磁的記録による作成は､事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたﾌｧｲﾙに記録する方法または磁気ﾃﾞｨｽｸ等をもって調製する方法によること｡  ② 電磁的記録による保存は､以下のいずれかの方法によること｡  ｱ 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたﾌｧｲﾙ又は磁気ﾃﾞｨｽｸ等をもって調製するﾌｧｲﾙにより保存する方法  ｲ 書面に記載されている事項をｽｷｬﾅ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたﾌｧｲﾙ又は磁気ﾃﾞｨｽｸ等をもって調製するﾌｧｲﾙにより保存する方法  ③ その他､基準第224 条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは､①及び②に準じた方法によること｡  ④ また､電磁的記録により行う場合は､個人情報保護委員会｢個人情報の保護に関する法律についてのｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ｣等を遵守すること｡ |
| (2) 指定障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業者及びその従業者は､交付､説明､同意､締結その他これらに類するもの(以下｢交付等｣という｡)のうち､この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては､当該交付等の相手方の承諾を得て､当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ､書面に代えて､電磁的方法(電子的方法､磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう｡)によって行っていますか｡  〔電磁的方法について〕  ※ 書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付､説明､同意､締結その他これに類するものをいう｡)について､当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から､事業者等は､事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で､次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである｡令和3年7月1日施行予定｡ | いる  いない  該当なし |
|  | ① 電磁的方法による交付は､以下のｱからｵまでに準じた方法によること｡  ｱ 事業者等は､利用申込者からの申出があった場合には､文書の交付に代えて､ｴで定めるところにより､当該利用申込者の承諾を得て､当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる｡この場合において､当該事業者等は､当該文書を交付したものとみなす｡  a 電子情報処理組織を使用する方法のうち⒜又は⒝に掲げるもの  ⒜ 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し､受信者の使用に係る電子計算機に備えられたﾌｧｲﾙに記録する方法  ⒝ 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたﾌｧｲﾙに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し､当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたﾌｧｲﾙに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては､事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたﾌｧｲﾙにその旨を記録する方法)  b 磁気ﾃﾞｨｽｸ､ｼｰ･ﾃﾞｨｰ･ﾛﾑその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するﾌｧｲﾙに重要事項を記録したものを交付する方法  ｲ ｱに掲げる方法は､利用申込者がﾌｧｲﾙへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない｡  ｳ ｱaの｢電子情報処理組織｣とは､事業者等の使用に係る電子計算機と､利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう｡  ｴ 事業者等は､ｱの規定により重要事項を提供しようとするときは､あらかじめ､当該利用申込者に対し､その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し､文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない｡  a ｱのa及びbに規定する方法のうち事業者等が使用するもの  b ﾌｧｲﾙへの記録の方式  ｵ ｴの規定による承諾を得た事業者等は､当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは､当該利用申込者に対し､重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない｡ただし､当該利用申込者が再びｴの規定による承諾をした場合は､この限りでない｡  ② 電磁的方法による同意は､例えば電子ﾒｰﾙにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること｡なお､｢押印についてのQ&A(令和2年6月19 日内閣府･法務省･経済産業省)｣を参考にすること｡  ③ 電磁的方法による締結は､当該締結の相手方と事業者等の間の契約関係を明確にする観点から､書面における署名又は記名･押印に代えて､電子署名を活用することが望ましいこと｡なお､｢押印についてのQ&A(令和2年6月19 日内閣府･法務省･経済産業省)｣を参考にすること｡ |  |  |
|  | ④ その他､基準第224 条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは､①から③までに準じた方法によること｡ただし､基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては､当該定めに従うこと｡  ⑤ また､電磁的方法による場合は､個人情報保護委員会｢個人情報の保護に関する法律についてのｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ｣等を遵守すること｡ |  |  |

**第5 共生型障害福祉ｻｰﾋﾞｽに関する基準**

| 項目 | 自主点検のﾎﾟｲﾝﾄ | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| 48  共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準  居宅 | 共生型居宅介護を行う訪問介護事業者は､当該事業に関して次の基準を満たしていますか｡  ① 訪問介護事業所の従業者の員数が､当該訪問介護事業所が提供する訪問介護の利用者の数を訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の合計数であるとした場合における､当該訪問介護事業所として必要とされる数以上であること｡  ② 共生型居宅介護の利用者に対して適切なｻｰﾋﾞｽを提供するため､居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること｡ | いる  いない  該当なし | 条例  第43条の2  省令43条の2 |
| 49  共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業所の基準  重度 | 共生型重度訪問介護を行う訪問介護事業者は､当該事業に関して次の基準を満たしていますか｡  ① 訪問介護事業所の従業者の員数が､当該訪問介護事業所が提供する訪問介護の利用者の数を訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における､指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること｡  ② 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なｻｰﾋﾞｽを提供するため､重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること｡ | いる  いない  該当なし | 条例  第43条の3  省令  第43条の3 |
| 50  基本方針  ★  共通 | (1) 共生型居宅介護の基本方針  共生型居宅介護の基本方針は､｢第1基本方針 1基本方針(5)｣を準用し､点検してください｡ |  | 条例第43条の4(第4条(第3項及び第4項を除く)準用)  省令第43条の4(第4条(第3項及び第4項を除く)準用) |
| (2) 共生型重度訪問介護の基本方針  共生型重度訪問介護の基本方針は､｢第1基本方針 1基本方針(6)｣を準用し､点検してください｡ |
| 51  ｻｰﾋﾞｽ  提供責任者の員数  ★  共通 | 共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護のｻｰﾋﾞｽ提供責任者の員数は､｢第2人員に関する基準 5ｻｰﾋﾞｽ提供責任者の員数｣を準用し､点検してください｡ |  | 条例第43条の4(第5条第2項及び第3項準用)  省令第43条の4(第5条第2項及び第3項準用) |
| 52  管理者  ★  共通 | 共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の管理者は､｢第2人員に関する基準 7管理者｣を準用し､点検してください｡ |  | 条例第43条の4(第6条準用)  省令第43条の4(第6条準用) |
| 53  運営に関する基準  ★  共通 | 共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の運営に関する基準は､｢第4運営に関する基準｣を準用し､点検してください｡ |  | 条例第43条の4(第4節(第43条を除く)準用)  省令第43条の4(第4節(第43条を除く)準用) |

**第6 業務管理体制の整備**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のﾎﾟｲﾝﾄ | 点検 | 根拠 |
| 54  業務管理体制の整備等  共通 | (1)事業所を設置する事業者ごとに､業務管理体制を整備していますか｡  【事業所等の数に応じて整備する業務管理体制】   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 事業所等の数(※) | 20未満 | 20~99 | 100以上 | | 法令遵守責任者の選任 |  |  |  | | 法令遵守規程の整備 |  |  |  | | 業務執行状況の定期的な監査 |  |  |  | | いる  いない  該当なし | 法第51条の2等 |
|  | ･法令遵守責任者  関係法令に精通した法務担当の責任者､もしくは代表者等  ･法令遵守規程  法令遵守のための組織､体制､具体的な活動内容(注意事項や標準的な業務ﾌﾟﾛｾｽ等を記載したﾏﾆｭｱﾙ)  ･業務執行状況の監査方法  監査は内部監査･外部監査のいずれでもよく､監事･監査役等が法令に基づく法令遵守に係る監査を行っている場合は､それを当該監査とすることができます｡監査は年1回行うことが望ましく､実施しない年には事業所の点検結果の報告を求めるなどに努めてください｡  (※)事業所等の数のｶｳﾝﾄ方法  ①障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所及び障害者支援施設で合算  ②一般及び特定相談支援事業所で合算  ③障害児通所支援事業所及び指定医療機関で合算  ④障害児入所施設及び指定医療機関で合算  ⑤障害児相談支援事業所 |  |  |
|  | (2)越谷市(障害福祉課)､都道府県又は厚生労働省(事業所等が2都道府県以上にある事業者)に業務管理体制の届出をしていますか｡  【届出事項】   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 事業所等の数(※) | 20未満 | 20~99 | 100以上 | | ･事業者等の名称  ･主たる事務所の所在地  ･代表者の氏名､生年月日､住所､職名 |  |  |  | | 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 |  |  |  | | 法令遵守規程の概要 |  |  |  | | 業務執行状況の監査の概要 |  |  |  |   (※)上記(1)のｶｳﾝﾄ方法(①~⑤それぞれに届け出る) | いる  いない  該当なし | 法施行規則第34条の28第1項等 |
|  | |  |  | | --- | --- | | 法令遵守責任者  職名･氏名 |  | | 届出先 | 越谷市  その他( ) | | 届出年月日 | 年 月 日 | |  |  |
|  | (3)届出事項に変更があったときは遅滞なく届け出ていますか｡ | いる  いない  該当なし | 法施行規則第34条の28第2項 |
|  | (4)業務管理体制(法令等遵守)について､職員に周知していますか｡ | いる  いない  該当なし |  |
|  | (5)法令等遵守の具体的な取組みを行っていますか｡  【取組み例】給付費の請求のﾁｪｯｸを対応している｡  内部通報･事故報告に対応している｡  業務管理体制についての研修を実施している｡  法令遵守規程を整備している｡ 等 | いる  いない  該当なし |  |
|  | (4)法令等遵守に係る評価･改善等の取組みを行っていますか｡ | いる  いない  該当なし |  |

**第7 介護給付費の算定及び取扱い**

| 項目 | 自主点検のﾎﾟｲﾝﾄ | | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 55  基本的事項  等  共通 | (1) 費用の算定  ｻｰﾋﾞｽに要する費用の額は､平成18年厚生労働省告示第523号の別表｢介護給付費等単位数表｣の第1(重度訪問介護は第2､同行援護は第3､行動援護は第4)により算定する単位数により算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示  第一 |
| (2) 算定上における端数処理  単位数の算定について､基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る)を行う度に､小数点以下の端数処理(四捨五入)を行い整数値にしてから計算していますか｡  また､金額換算の際に1円未満の端数を切り捨てていますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示  第二  留意事項  第二の1(1) |
| (3) 各ｻｰﾋﾞｽとの算定関係  介護給付費等については､同一時間帯に複数の障害福祉ｻｰﾋﾞｽに係る報酬を算定していませんか｡ | | いる  いない  該当なし | 留意事項  第二の1(2) |
| ※ 生活介護､自立訓練(機能訓練)､自立訓練(生活訓練)､就労移行支援､就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下､｢日中活動ｻｰﾋﾞｽ｣という｡)を受けている時間帯に､本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては､本来､居宅介護の家事援助として行う場合は､本人の安否確認､健康ﾁｪｯｸ等も併せて行うべきであることから､居宅介護(家事援助が中心の場合)の所定単位数は算定できない｡  ※ 一方､日中活動ｻｰﾋﾞｽを受けていない時間帯においては､居宅介護の所定単位数を算定することはできる｡ | |  |  |
| 56  居宅介護  ｻｰﾋﾞｽ費  居宅 | (1) 身体介護中心型､通院等介助(身体介護を伴わない場合)､通院等乗降介助の対象者  区分1以上に該当する利用者に対して居宅介護事業所､共生型居宅介護事業所の従業者がｻｰﾋﾞｽを行った場合に､所定単位数を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表第1の1注1 |
| (2) 通院等介助(身体介護を伴う場合)の対象者  次の①及び②のいずれにも該当する支援の度合(障がい児にあっては､これに相当する支援の度合)にある利用者に対して､ｻｰﾋﾞｽを行った場合に､所定単位数を算定していますか｡  ① 区分2以上に該当していること｡  ② 次のｲからﾎまでの項目のいずれかについて､それぞれに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること｡  ｲ 歩行 → ｢全面的な支援｣  ﾛ 移乗 → ｢見守り等の支援｣  → ｢部分的な支援｣又は｢全面的な支援｣  ﾊ 移動 → ｢見守り等の支援｣  ｢部分的な支援｣又は｢全面的な支援｣  ﾆ 排尿 → ｢部分的な支援｣又は｢全面的な支援｣  ﾎ 排便 → ｢部分的な支援｣又は｢全面的な支援｣ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表第1の1注2 |
|  | (3) 家事援助中心型の対象者  区分1以上に該当する利用者のうち､単身の世帯に属する利用者又は家族もしくは親族(家族等)と同居している利用者であって､当該家族等の障がい､疾病等の理由により､当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難である者に対して､家事援助(調理､洗濯､掃除等の家事の援助であって､これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう｡)が中心であるｻｰﾋﾞｽを行った場合に､所定単位数を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表第1の1注3 |
|  | <育児支援>  ｢障害者自立支援法上の居宅介護(家事援助)等の業務に含まれる｢育児支援｣について｣(厚生労働省社会･援護局障害保健福祉部障害福祉課/事務連絡/平成21年7月10日) | |  |  |
|  | ※ 居宅介護･重度訪問介護で､利用者､子ども､家族等の状況を勘案し､利用者の子どもの掃除･洗濯･調理､通院の付き添い､保育所等への送迎､通院､など､育児支援の観点から行われる業務についても対象範囲に含まれる｡ | |  |  |
|  | <次のような行為は生活援助の内容に含まれない｡>  ① 商品の販売･農作業等生業の援助的な行為  ② 直接､本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為  ｱ 直接本人の援助に該当しない行為(利用者以外のものに係る洗濯､調理､買い物､布団干し､主に利用者が使用する居室等以外の掃除､来客応接(お茶､食事手配等)､自家用車の洗車･清掃､等)  ｲ 日常生活の援助に該当しない行為  ･居宅介護従事者が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為(草むしり､花木の水やり､犬の散歩等ﾍﾟｯﾄの世話等)  ･日常的に行われる家事の範囲を超える行為(家具･電気器具等の移動､修繕､模様替え､大掃除､窓のｶﾞﾗｽ磨き､床のﾜｯｸｽがけ､室内外家屋の修理､ﾍﾟﾝｷ塗り､植木の剪定等の園芸､正月､節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等) | |  |  |
|  | ※ 身体介護等のｻｰﾋﾞｽ行為ごとの区分については､次の通知を参考にしてください｡  〇｢訪問介護におけるｻｰﾋﾞｽ行為ごとの区分等について｣(平成12 年3月17 日老計発第10 号)  〇｢指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について｣(平成12年11月16日老振第76号) | |  |  |
|  | (4) 居宅ｻｰﾋﾞｽ費の所要時間  実際にｻｰﾋﾞｽの提供に要した時間ではなく､居宅介護計画に基づくｻｰﾋﾞｽを行うのに要する標準的な時間によって､所定単位数を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表第1の1注4 |
|  | [留意事項]  ･ 派遣される従業者の種別により所定単位数が異なる場合があることから､居宅介護計画におけるｻｰﾋﾞｽ内容の記載に当たっては､派遣される従業者の種別についても記載すること｡  ･ 計画を作成するに当たっては､支給量が30分を単位(家事援助は､最初の30分以降は15分を単位)として決定されることを踏まえ､決定された時間数が有効に活用されるよう､利用者の希望を踏まえること｡ | |  | 留意事項  第二の2(1)① |
|  | ･ 当初の計画で定めたｻｰﾋﾞｽ提供内容や提供時間に大幅な乖離が  あり､かつ､これが継続する場合は､居宅介護計画の見直しを行うこと｡ | |  | 留意事項  第二の2(1)② |
|  | ･ 単に1回の居宅介護を複数回に区分して行うことは適切ではなく､1日に複数回算定する場合には､概ね2時間以上の間隔を空けなければならない｡  (例)身体介護 8:00~10:00 →×｢①8:00~9:00､②9:00~10:00｣  ･ 別のｻｰﾋﾞｽ類型を使う場合は､間隔が2時間未満の場合もありえるが､身体介護を30分､連続して家事援助を30分､さらに身体介護を算定するなど､高い単価を複数回算定することは､単価設定の趣旨とは異なる不適切な運用であり､この場合､前後の身体介護を1回として算定する｡  ･ 1人の利用者に対して複数の従業者が交代してｻｰﾋﾞｽ提供した場合も､1回のｻｰﾋﾞｽとして合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する｡  ･ ｢所要時間30分未満の場合｣で算定する所要時間は､20分程度以上とする｡ただし､夜間､深夜及び早朝に提供するｻｰﾋﾞｽにあっては､この限りではない｡  ･ 所要時間とは､実際にｻｰﾋﾞｽ提供した時間をいうものであり､準備に要した時間等は含まない｡ | |  | 留意事項  第二の2(1)③ |
| (5) 身体介護中心型  別に厚生労働大臣が定める者が､身体介護(入浴､排せつ､食事等の介護をいう｡)中心型ｻｰﾋﾞｽを行った場合に､所定単位数を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表第1の1注5 |
| <別に厚生労働大臣が定める者>  ･介護福祉士･実務者研修修了者  ･居宅介護職員初任者研修課程修了者  ･介護職員初任者研修課程修了者 等 | |  | 平成18年  厚労省告示  第548号 |
|  | ただし､次の①又は②に掲げる場合にあっては､所定単位数に代えて､それぞれに掲げる単位数を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ① 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(※)及び実務経験者がｻｰﾋﾞｽ提供した場合 → 70/100  (※)相当する研修課程修了者や旧3級課程修了者を含む｡  ② 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者等であって､身体障がい者の直接処遇に従事した経験がある者がｻｰﾋﾞｽを行った場合､次のｲ又はﾛに掲げる所要時間に応じ､それぞれｲ又はﾛに掲げる単位数  ｲ 所要時間3時間未満の場合  → 重度訪問介護に規定する所定単位数  ﾛ 所要時間3時間以上の場合  → 635単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数 | |  |  |
|  | (6) 通院等介助(身体介護を伴う場合)  別に厚生労働大臣が定める者(上記(5)に同じ)が通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心であるｻｰﾋﾞｽを行った場合に､所定単位数を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表第1の1注6 |
|  | ただし､次の①又は②に掲げる場合にあっては､所定単位数に代えて､それぞれに掲げる単位数を算定していますか｡   1. 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了及び旧外出介護研修修了者がｻｰﾋﾞｽ提供した場合 → 70/100   ② 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者で､身体障がい者の直接処遇に従事した経験がある者がｻｰﾋﾞｽを行った場合  ｲ 所要時間3時間未満の場合  → 重度訪問介護に規定する所定単位数  ﾛ 所要時間3時間以上の場合  → 635単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数 | |  |  |
|  | <｢通院等｣の内容>  ･ 通院等のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続､移動等  ･ 居宅介護利用者が､公的手続又は相談のため官公署を訪れる場合  ･ 相談のために地域移行支援事業所､地域定着支援事業所､特定相談支援事業所､指定障害児相談支援事業所を訪れる場合及び相談の結果､見学のために紹介された指定障害者福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所を訪れる場合 | |  | 報酬告示別表第1の1注2  留意事項  第二の2(1)⑤ |
| (7) 家事援助中心型  別に厚生労働大臣が定める者が､家事援助が中心であるｻｰﾋﾞｽを行った場合に､所定単位数を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表第1の1注7 |
|  | <別に厚生労働大臣が定める者>  ･介護福祉士 ･実務者研修修了者  ･居宅介護職員初任者研修修了者  ･介護職員初任者研修課程修了者  ･生活援助従事者研修課程修了者 等 | |  | 平成18年  厚労省告示  第548号 |
| ただし､次の①又は②に掲げる場合にあっては､所定単位数に代えて､それぞれ次に掲げる単位数を算定していますか｡  ①障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(※)及び実務経験者  (※)相当する研修課程修了者や旧3級課程修了者を含む｡  ②重度訪問介護従事者養成研修修了者  ⇒ 90/100 | | いる  いない  該当なし |  |
| (8) 通院等介助(身体介護を伴わない場合)  別に厚生労働大臣が定める者(上記(7)に同じ)が通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心であるｻｰﾋﾞｽを行った場合に､所定単位数を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表第1の1注8 |
|  | ただし､障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(※)及び実務経験者がｻｰﾋﾞｽ提供した場合にあっては､所定単位数に代えて所定単位数の90/100に相当する単位数を算定していますか｡  (※)相当する研修課程修了者や旧3級課程修了者を含む｡ | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (9) 通院等乗降介助  別に厚生労働大臣が定める者(上記(5)に同じ)が､通院等のため､自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに､併せて､乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続､移動等の介助を行った場合に､1回につき所定単位数を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表第1の1注9 |
|  | ただし､障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(※)及び実務経験者がｻｰﾋﾞｽ提供した場合にあっては､所定単位数に代えて所定単位数の90/100に相当する単位数を算定していますか｡  (※)相当する研修課程修了者や旧3級課程修了者を含む｡ | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※ ｢通院等｣の内容は､上記(6)の欄を参照｡ | |  |  |
|  | (10) 初任者研修課程修了者のｻｰﾋﾞｽ提供責任者の評価  別に厚生労働大臣が定める者をｻｰﾋﾞｽ提供責任者として配置している居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所は､当該ｻｰﾋﾞｽ提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいてｻｰﾋﾞｽを行う場合は､1回につき所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表第1の1  注9の2 |
| <別に厚生労働大臣が定める者>  ･ 居宅介護職員初任者研修課程修了者  ･ 介護職員初任者研修課程修了者 等 | |  | 平成18年  厚労省告示  第548号 |
|  | ･ ｢居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって､3年以上介護等の業務に従事したものをｻｰﾋﾞｽ提供責任者とする取扱いは暫定的なもの｣とされており､ｻｰﾋﾞｽ提供責任者の質の向上を図る観点から､将来に向け､当該暫定措置を解消することとしている｡このため､事業所において､居宅介護職員初任者研修課程修了者をｻｰﾋﾞｽ提供責任者として配置し､かつ､当該者が作成した個別支援計画に基づきｻｰﾋﾞｽ提供した場合に､ｻｰﾋﾞｽを減算することとしたところであり､当該者を配置した事業所は､早期にこれらの者に介護福祉士の資格取得等をさせるよう努めること｡ | |  | 留意事項  第二の2(1)⑪ |
|  | (11) 同一敷地内建物等に居住する利用者へのｻｰﾋﾞｽ提供  次の①又は②の者にｻｰﾋﾞｽを行った場合に､所定単位数に代えて､次に相当する単位数を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表第1の1  注9の3 |
| <減 算>  ① 事業所と同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物もしくは事業所と同一の建物に居住する利用者(居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者を除く｡)  ⇒ 90/100  ② 事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する者  ⇒ 90/100 | |  |  |
|  | (11-2)  次の③の者にｻｰﾋﾞｽを行った場合に､所定単位数に代えて､次に相当する単位数を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第1の1  注9の3 |
| ③ 事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物等に50人以上居住する建物に居住する者  ⇒ 85/100 | |  |  |
|  | ※  ①｢同一敷地内建物｣とは･･･  居宅介護事業所等と構造上又は外形上､一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(当該事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む｡)にある建築物のうち効率的なｻｰﾋﾞｽ提供が可能なものを指す｡  例)  ･ 一体的な建築物として､当該建物の1階部分に居宅介護事業所等がある場合  ･ 当該建物と渡り廊下で繋がっている場合  ･ 同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物として､同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当する｡ | |  | 留意事項  第二の2(1)⑫(一) |
|  | ②｢同一の建物に20人以上居住する建物｣とは･･･  ①に該当するもの以外の建築物を指すものであり､当該建築物に､居宅介護事業所等の利用者が20人以上居住する場合に該当します｡同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない｡  この場合の利用者数は､1月間(暦月)の利用者数の平均を用います｡この場合､1月間の利用者数の平均は､当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を､当該月の日数で除して得た値とします｡この平均利用者数の算定に当たっては､小数点以下を切り捨てるものとする｡ | |  | 留意事項  第二の2(1)⑫(二) |
|  | ※ 本減算の適用については､位置関係のみをもって判断することがないよう留意してください｡具体的には下記のような場合を一例として､ｻｰﾋﾞｽ提供の効率化に繋がらない場合には､減算を適用すべきではない｡  例)  ･ 同一敷地内であっても､広大な敷地に複数の建物が点在する場合  ･ 隣接する敷地であっても､道路や河川などに敷地が隔てられており､横断するために迂回しなければならない場合 | |  | 留意事項  第二の2(1)⑫(三) |
|  | ※ ①､②のいずれにおいても､同一の建物については､当該建築物の管理､運営法人が居宅介護事業所等の事業者と異なる場合でも該当する｡ | |  | 留意事項  第二の2(1)⑫(四) |
|  | ③ 同一敷地内建物に50人以上居住する建物の定義  ｱ 同一敷地内建物等のうち､当該同一敷地内建物等における居宅介護事業所等の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるもの｡  ｲ この場合の利用者は､1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる｡この場合､1月間の利用者数の平均は､当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を､当該月の日数で除して得た値とします｡この平均利用者数の算定に当たっては､小数点以下を切り捨てるものとする｡ | |  | 留意事項  第二の2(1)⑫(五) |
| ◆ 居宅介護計画上派遣が予定されている種別の従業者と異なる種別の従業者により居宅介護が行われた場合の所定単位数の取扱い  ①｢身体介護中心型｣又は｢通院等介助(身体介護を伴う場合)｣  次のｱからｳまでに掲げる場合に応じた所定単位数を算定する｡  ｱ 居宅介護計画上､初任者研修課程修了者等が派遣されることとされている場合に､事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合  (ⅰ) 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合  → 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合  の単位数  (ⅱ) 重度訪問介護研修修了者であって､身体障がい者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合  → 重度訪問介護研修修了者であって身体障がい者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数 | | | 留意事項  第二の2(1)⑩ |
|  | ｲ 居宅介護計画上､基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に､事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合  (ⅰ) 初任者研修課程修了者等が派遣される場合  → 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数  (ⅱ) 重度訪問介護研修修了者であって､身体障がい者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合  → 重度訪問介護研修修了者であって身体障がい者の直接支援業務の従事経 験を有する者が派遣される場合の単位数 | | |  |
|  | ｳ 居宅介護計画上､重度訪問介護研修修了者であって､身体障がい者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣されることとされている場合に､事業所の事情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合  → 重度訪問介護研修修了者であって､身体障がい者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数 | | |  |
|  | ②｢家事援助中心型｣又は｢通院等介助(身体介護を伴わない場合)｣  ｱ 居宅介護計画上､初任者研修課程修了者等又は生活援助従事者研修課程修了者が派遣されることとされている場合に､事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合  → 基礎研修課程修了者等､重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数 | | |  |
|  | ｲ 居宅介護計画上､基礎研修課程修了者等､重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に､事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合の単位数  → 基礎研修課程修了者等､重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数 | | |  |
|  | ③｢通院等乗降介助｣  ｱ 居宅介護計画上､初任者研修課程修了者等が派遣されることとされている場合に､事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合の単位数  → 基礎研修課程修了者等､重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数  ｲ 居宅介護計画上､基礎研修課程修了者等､重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に､事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合の単位数  → 基礎研修課程修了者等､重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数 | | |  |
| 57  重度訪問  介護ｻｰﾋﾞｽ費  重度 | (1) 居宅又は外出時における介護の対象者  区分4以上に該当し､次の①又は②のいずれかに該当する利用者に対して､重度訪問介護事業所､共生型重度訪問介護事業所の従業者が居宅又は外出時においてｻｰﾋﾞｽを行った場合(居宅における入浴､排せつ又は食事の介護等及び外出(通勤､営業活動等の経済活動に係る外出､通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く｡)時における移動中の介護を行った場合)に､所定単位数を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表第2の1注1 |
| <対象者>  ①次のｲ及びﾛのいずれにも該当していること｡  ｲ 二肢以上に麻痺等があること  ﾛ 次のa~dまでに掲げる項目について､それぞれに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること  a ｢歩行｣ → ｢見守り等の支援｣  ｢部分的な支援｣又は｢全面的な支援｣  b ｢移乗｣ → ｢見守り等の支援｣  ｢部分的な支援｣又は｢全面的な支援｣  c ｢排尿｣ → ｢部分的な支援｣又は｢全面的な支援｣  d ｢排便｣ → ｢部分的な支援｣又は｢全面的な支援｣  ② 障害支援区分の認定調査項目のうち､行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者 | |  |
|  | ※ 重度訪問介護については､同一箇所に長時間滞在しｻｰﾋﾞｽ提供を行うという業務形態をふまえ､従業者の1日当たりの費用(人件費及び事業所に係る経費)を勘案し8時間を区切りとする単価設定としている｡  ※ 同一事業者が1日に複数回の重度訪問介護を行う場合には､1日分の所要時間を通算して算定する｡  (例)1日に､所要時間7時間30分､7時間30分の2回行う場合  →通算時間 7時間30分+7時間30分=15時間  →算定単位 ｢所要時間12時間以上16時間未満の場合｣  ※ この場合の1日とは､0時から24時までを指すものであり､翌日0時以降は､1時間から改めて算定する｡ | |  | 留意事項  第二の2(2)④ |
|  | (2) 病院等における意思疎通支援等の対象者  病院､診療所もしくは助産所又は介護老人保健施設もしくは介護医療院に入院又は入所をしている障がい者のうち､(1)の①又は②に掲げる者であって､区分6に該当し､かつ病院等へ入院等をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して､当該利用者との意思疎通を図ることができる従業者が当該病院等と連携し､病院等において重度訪問介護等を行った場合に､利用を開始した日から起算して､90日以内の期間に限り所定単位数を算定していますか｡  ただし､90日を超えた期間に行われた場合であっても､入院又は入所をしている間引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては､所定単位数に代えて所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表 第2の1  注2の2 |
|  | (3) 別に厚生労働大臣が定める者がｻｰﾋﾞｽを行った場合に､所定単位数を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表第2の1注4 |
| <別に厚生労働大臣が定める者>  ･介護福祉士･実務者研修修了者  ･居宅介護職員初任者研修課程修了者  ･障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者  ･重度訪問介護従業者養成研修課程修了者  ･行動援護従業者養成研修課程修了者  ･介護職員初任者研修課程修了者 等 | |  | 平成18年  厚労省告示  第548号 |
|  | ･ 重度訪問介護は､比較的長時間にわたり日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに､身体介護や家事援助等の援助が継続的に行われることを総合的に評価して設定している｡  ･ このため､同一事業者が重度訪問介護ｻｰﾋﾞｽ費に加えて､身体介護又は家事援助等の居宅介護ｻｰﾋﾞｽ費を算定することはできない｡  ･ ただし､当該ｻｰﾋﾞｽを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にｻｰﾋﾞｽを提供することが困難である場合であって､他の事業者が身体介護等を提供する場合にあっては､この限りでない｡  ･ また､外出時に､行動援護ｻｰﾋﾞｽを利用する場合の方が適している場合は､重度訪問介護に加えて､行動援護ｻｰﾋﾞｽを算定してよい｡ | |  | 留意事項  第二の2(2)② |
|  | <病院等に入院又は入所中の障がい者に重度訪問介護を行った場合>  ･ 病院等に入院又は入所中には､療養給付や介護給付等の他法給付が行われることから､重度訪問介護により提供する支援は､利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本とする｡  ･ 意思疎通の支援の一環として､例えば､適切な体位変換の方法を病院等の職員に伝えるため､重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定される｡･ 重度訪問介護の提供に当たっては､病院等との連携のもとに行うことを算定要件としており､具体的にどのような支援を行うかについて､個々の利用者の症状等に応じて､病院等で提供される治療等に影響がないように病院等の職員と十分に調整した上で行う必要がある｡  ･ 他法給付と重複しないものに限り､病院等からの外出支援についても重度訪問介護を利用できることに留意すること｡  ･ 重度訪問介護従業者は､利用者との意思疎通を図ることができる者とする｡ | |  |  |
| ･ 入院又は入所中の病院等における支援等に当たっては､原則として､指定重度訪問介護事業所等と当該病院等が､利用者の病状等や病院等が行う治療等及び重度訪問介護の支援の内容について共有した上で行うこと｡  ･ 入院又は入所した病院等において利用を開始した日から起算して90日を超えて支援を行う場合は､障がい者へのｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ支援等の必要性について､市町村が認めた場合に限り､所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定する｡  90日を超える利用に当たっては､30日ごとに､重度訪問介護の必要性について市町村が認める必要があるものとする｡  また､当該日数について､入院又は入所していた病院等から利用者が転院する等により､意思疎通の支援等の必要性が改めて認められる場合にあっては､転院先の病院等において利用を開始した日から改めて起算するものとする｡ | |
| (4) 重度障害者等包括支援の対象となる心身の状態にある者に対して行った場合の加算  別に厚生労働大臣が定める者が､重度障害者等包括支援ｻｰﾋﾞｽ費に規定する利用者((1)①､(2)のみ)の支援の度合いに相当する心身の状態にある者に､重度訪問介護を行った場合に､所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表第2の1注5  留意事項第二の2(2)⑤ |
| <別に厚生労働大臣が定める者>  ･介護福祉士･実務者研修修了者  ･居宅介護職員初任者研修課程修了者  ･障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者  ･重度訪問介護従業者養成研修課程修了者  ･介護職員初任者研修課程修了者 等 | |  | 平成18年  厚労省告示  第548号 |
| (5) 障がい支援区分6に該当する者に行った場合の加算  別に厚生労働大臣が定める者(上記(4)に同じ)が､障害支援区分6に該当する者((1)①､(2)のみ)に､ｻｰﾋﾞｽを行った場合に､所定単位数の100分の8.5に相当する単位数を加算していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表第2の1注6  留意事項第二の2(2)⑤ |
| 58  同行援護  ｻｰﾋﾞｽ費  同行 | (1) 対象者  別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し､同行援護(外出時において､当該利用者に同行し､移動に必要な情報の提供(代筆､代読を含む)､移動の援護､排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助を行うこと)の従業者がｻｰﾋﾞｽを行った場合に､所定単位数を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表第3の1注1 |
| <別に厚生労働大臣が定める基準>  別表第1の調査項目の項の各欄の区分に応じ､それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の0点の項から2点の項までに当てはめて算出した点数のうち､移動障がいの欄に係る点数が1点以上であり､かつ､移動障がい以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上であること｡ | |  | 平成18年  厚労省告示第543号 |
| ※ 1日に同行援護を複数回算定する場合にあっては､概ね2時間以上の間隔を空けなければならない｡ | |  | 留意事項  第二の2(3)⑦ |
|  | (2) 同行援護ｻｰﾋﾞｽの所要時間  実際にｻｰﾋﾞｽの提供に要した時間ではなく､同行援護計画に基づくｰﾋﾞｽを行うのに要する標準的な時間によって､所定単位数を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第3の1注2 |
|  | (3) 下記の①から③に掲げる者がｻｰﾋﾞｽを行った場合に､所定単位数を算定していますか｡  ① 同行援護従業者養成研修一般課程修了者  ② 初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって､視覚障害を有する身体障がい者(児)の直接処遇に1年以上従事した経験の有する者  ③ 国立ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰの学院に置かれる視覚障害学科の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障がい者の生活訓練を  専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者 | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第3の1注3  留意事項  第二の2(3)③  ㈠㈡㈢ |
| (4) 盲ろう者向け通訳･介助員により行われる場合  令和3年3月31日において､視覚障がい及び聴覚障がいを有する障がい者等に対して盲ろう者向け通訳･介助員派遣事業(｢地域生活支援事業の実施について｣(平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会･援護局障害保健福祉部長通知)に従事し､視覚障がい及び聴覚障がいを有する障がい者等に対して支援を行った経験を有する者(｢盲ろう者向け通訳･介助員｣という｡)がｻｰﾋﾞｽを行った場合にあっては､所定単位数に代えて所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第3の1注3  留意事項  第二の2(3)③  ㈣ |
| (5) 基礎研修課程修了者等により行われる場合  基礎研修課程修了者等であって､視覚障がいを有する身体障がい者(児)の福祉に関する直接処遇に1年以上従事した経験を有する者がｻｰﾋﾞｽを行った場合にあっては､所定単位数に代えて所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第3の1注3  留意事項  第二の2(3)③  ㈤ |
| (6) 盲ろう者に行った場合の加算  盲ろう者向け通訳･介助員(地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳･介助員養成研修事業による研修の修了者等であって､令和3年3月31日時点に盲ろう者向け通訳･介助員派遣事業において､視覚障がい及び聴覚障がいを有する障がい者等に対して支援を行った経験を有しない者を含む｡)が､盲ろう者(聴覚障がい6級に該当する者)に対してｻｰﾋﾞｽを行った場合は､100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第3の1注4  留意事項  第二の2(3)④ |
| ※ 盲ろう者向け通訳･介助員が同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了していない場合は､本加算と上記(4)(留意事項通知第二の2(3)③(四))の減算を併せて算定する必要があります｡ | |  |  |
| (7) 障がい支援区分3に該当する者に行った場合の加算  区分3(障がい児にあたっては､これに相当する支援の度合)に該当する利用者につき､ｻｰﾋﾞｽを行った場合に､100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第3の1注4の2 |
| (8) 障がい支援区分4以上に該当する者に行った場合の加算  区分4以上(障がい児にあっては､これに相当する支援の度合)に該当する利用者につき､ｻｰﾋﾞｽを行った場合に､100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第3の1注4の3 |
| 59  行動援護  ｻｰﾋﾞｽ費  行動 | (1) 対象者  次の①及び②のいずれにも該当する支援の度合(障がい児にあってはこれに相当する支援の度合)の利用者に対して､行動援護(当該利用者が居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等)を行った場合に､所定単位数を算定していますか｡  ① 区分3以上に該当していること｡  ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)の合計点が10点以上である者 | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第4の1注1 |
| ※ ｻｰﾋﾞｽの性格上､一般に半日の範囲内にとどまることが想定されるが､8時間以上実施する場合には所定の単位数を算定すること｡また､主として日中に行われるｻｰﾋﾞｽであることから､早朝･夜間･深夜加算は算定しないこと｡ | |  | 留意事項通知  第二の2(4)③ |
| (2) 行動援護ｻｰﾋﾞｽの所要時間  実際にｻｰﾋﾞｽの提供に要した時間ではなく､行動援護計画及び支援計画ｼｰﾄ等(行動援護計画等)に基づくｻｰﾋﾞｽを行うのに要する標準的な時間によって､所定単位数を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第4の1注2 |
| (3) 支援計画ｼｰﾄ等未作成減算  ｻｰﾋﾞｽの提供に当たって､支援計画ｼｰﾄ等が作成されていない場合､所定単位数に代えて所定単位数の95/100に相当する単位数を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第4の1注2の2 |
| ･ 支援計画ｼｰﾄ未作成減算については､行動障害を有する者への支援について､関係者間で必要な情報を共有し､一貫性のある支援を行うために､支援計画ｼｰﾄ等を作成することが重要であることに鑑み､支援計画ｼｰﾄ等の作成が適切に行われていない場合に､報酬告示の規定に基づき､介護給付費を減算することとしている｡ | |  | 留意事項通知  第二の2(4)⑤ |
|  | ･ 具体的には､次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで､次のいずれかに該当する利用者につき減額するものであること｡  ｱ ｻｰﾋﾞｽ提供責任者等による指揮の下､支援計画ｼｰﾄ等が作成されていないこと｡  ｲ 支援計画ｼｰﾄ等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと｡ | |  |  |
| (4) 行動援護ｻｰﾋﾞｽ費の算定  行動援護従業者養成研修課程修了者等がｻｰﾋﾞｽを行った場合に､所定単位数を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第4の1注3 |
| (5) 算定の回数  行動援護の算定は､1日に1回のみとなっていますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第4の1注5 |
| 60  2人の従業員により行った場合  共通 | 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって､同時に2人の従業者が1人の利用者に対してｻｰﾋﾞｽを行った場合に､それぞれの従業者が行うｻｰﾋﾞｽにつき､所定単位数を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第1の1注10  第2の1注7  第3の1注5  第4の1注4 |
| <別に厚生労働大臣が定める要件>  2人の従業者によりｻｰﾋﾞｽを行うことについて､利用者の同意を得ている場合であって､次のいずれかに該当する場合  ① 障がい者等の身体的理由により､1人の従業者による介護が困難と認められる場合  ② 暴力行為､著しい迷惑行為､器物破損行為等が認められる場合  ③ その他障がい者等の状況等から判断して､①又は②に準ずると認められる場合 | |  | 平成18年  厚労省告示  第546号 |
| 61  2人の重度訪問介護従事者によるｻｰﾋﾞｽ  重度 | 区分6の利用者にｻｰﾋﾞｽを提供する新任従業者に､当該利用者への支援に熟練した従業者が同行した場合､それぞれの従業者が行うｻｰﾋﾞｽにつき､所要時間120時間以内に限り､所定単位数の100分の85を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第2の1注7 |
| ※ ｢利用者への支援に熟練した従業者の同行が必要であると認められる場合｣とは､区分6の利用者に対する支援が､新任従業者(利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者及び採用からおよそ6ヶ月を経過した従業者は除く｡)であるために､意思疎通や適切な体位変換などの必要なｻｰﾋﾞｽ提供が十分に受けられないことがないよう､当該利用者への支援に熟練した従業者(当該利用者の障がい特性を理解し､適切な介護が提供できる者であり､かつ､当該利用者へのｻｰﾋﾞｽについて利用者から十分な評価がある重度訪問介護従業者のことをいう｡)が同行してｻｰﾋﾞｽ提供を行うことについて､市が認める場合を指します｡  当該算定に係る考え方は以下のとおりです｡  ｱ 区分6の利用者へのｻｰﾋﾞｽを提供する新任従業者ごとに120時間とする｡ただし､原則､1人の区分6の利用者につき､年間で3人の従業者について算定できるものとする｡ただし､地域の重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により､市が認めた場合には､3人を超えて算定できるものとする｡  ｲ 熟練従業者が複数の新任従業者に同行した場合の時間に制限はない｡  ｳ 熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や､当該期間については､利用者の状態像や新任従業者の経験等を踏まえて判断するもの｡  ｴ 新任従業者が複数の区分6の利用者に支援を行う場合､当該利用者に行う同行支援の合計時間が120時間を超えることは認められない｡ | |  | 留意事項  第二の2(2)⑥ |
| 62  夜間早朝  ･深夜加算  居宅  重度  同行 | (1) 夜間又は早朝に行った場合  夜間(午後6時から午後10時まで)又は早朝(午前6時から午前8時)にｻｰﾋﾞｽを行った場合は､1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を加算していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第1の1注11  第2の1注8  第3の1注6 |
| (2) 深夜に行った場合  深夜(午後10時から午前6時まで)にｻｰﾋﾞｽを行った場合は､1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を加算していますか｡ | | いる  いない  該当なし |
| ･ 原則として､実際にｻｰﾋﾞｽを提供した時間帯の算定基準に基づき算定する｡  ･ 基準額の最小単位(居宅･同行最初の30分､重度最初の1時間)までは､ｻｰﾋﾞｽ開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること｡  ただし､ｻｰﾋﾞｽ開始時刻が属する時間帯のｻｰﾋﾞｽ提供時間(※1)が居宅･同行15分未満(※2)､重度30分未満の場合は､多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定する｡  (※1)通院等乗降介助は運転時間を除く  (※2)家事援助は15分単位なので｢8分未満｣とする｡  ･ なお､土日祝日等におけるｻｰﾋﾞｽ提供を行った場合であっても､土日祝日等を想定した加算はないこと｡ | |  | 留意事項  第二の2(1)⑭第二の2(2)⑦第二の2(3)⑧ |
| <計算例1> 午前5時20分から午前6時50分までのｻｰﾋﾞｽ  ･最初の30分(5:20~5:50)は深夜加算  ･次の30分(5:50~6:20)は早朝加算(深夜加算帯が15分未満)  ･それ以降(6:20~6:50)は早朝加算 | |
| <計算例2> 午前5時40分から午前7時40時までのｻｰﾋﾞｽ  ･最初の30分(5:40~6:10)は深夜加算(深夜加算帯が15分以上)  ･それ以降(6:10~7:40)は早朝加算 | |
| 63  特定事業所加算  共通 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所等は､ｻｰﾋﾞｽを提供した場合､1回につき所定単位数を加算していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第1の1注12  第2の1注9  第3の1注7  第4の1注6  平成21年度障害福祉ｻｰﾋﾞｽ報酬改定に係るQ&A |
| |  | | --- | | □ 特定事業所加算(Ⅰ) 20/100 | | ①から⑨の基準のいずれにも適合  ※重度訪問介護のみ①から⑩の基準のいずれにも適合 | | □ 特定事業所加算(Ⅱ) 10/100 | | ①から⑤までの基準のいずれにも適合し､かつ､⑥又は⑦及び⑧のいずれかに適合 | | □ 特定事業所加算(Ⅲ) 10/100 | | ①から⑤まで､及び⑨の基準のいずれにも適合 | | □ 特定事業所加算(Ⅳ) 5/100  次の基準のいずれにも適合  (1) ②から⑤までの基準のいずれにも適合  (2) 事業所の全てのｻｰﾋﾞｽ提供責任者に対し､ｻｰﾋﾞｽ提供責任者ごとの研修計画の策定､研修の実施又は実施を予定  (3) 人員基準に基づき､常勤のｻｰﾋﾞｽ提供責任者が2人以下の事業所であって､基準により配置することとされているｻｰﾋﾞｽ提供責任者を常勤により配置し､かつ､基準を上回る数の常勤のｻｰﾋﾞｽ提供責任者を1人以上配置  (4) 利用者(障がい児を除く)の総数のうち､障がい支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上 | | | |
|  | <別に厚生労働大臣が定める基準>  ① 全ての従業者に対し個人ごとの研修計画を作成､研修の実施又は予定  ② 次に掲げるｱ及びｲを満たしていること｡  ｱ 利用者に関する情報もしくはｻｰﾋﾞｽ提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議(重度の場合は会議もしくは研修)の定期的な開催  ｲ ｻｰﾋﾞｽ提供責任者と従業者との留意事項の伝達と報告体制の確立  ③ 全ての従業者に対する健康診断等の定期的な実施  ④ 緊急時等における対応方法の利用者への明示  ⑤ 新規従業者に対する熟練した従業者同行による研修の実施 | |  | 平成18年  厚労省告示  第543号 |
|  | ⑥ 次に掲げるｱ~ｳ(同行援護の場合ｱ~ｴ)の要件のうちいずれかの要件を満たしていること｡  ｱ 居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が30%以上であること｡  ｲ 居宅介護(兼務している場合､重度訪問介護､同行援護､行動援護を含む｡)従業者のうち介護福祉士､実務研修修了者､介護職員基礎研修課程修了者､ﾍﾙﾊﾟｰ1級課程修了者(重度訪問介護の場合､当該要件及び重度訪問介護従業者として6000時間以上の指定重度訪問介護又は共生型重度訪問介護の実務経験を有する者)の占める割合が50%以上であること｡  ｳ 前年度若しくは算定日が属する月の前3月間における居宅介護のｻｰﾋﾞｽ提供時間のうち常勤の居宅介護従業者によるｻｰﾋﾞｽ提供時間の占める割合が40%以上であること｡  ｴ 同行援護従業者養成研修の課程を修了した者及び視覚障害学科の教科を修了した者その他これに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者の割合が100分の30以上であること｡  ※介護福祉士､実務研修修了者､介護職員基礎研修課程修了者及びﾍﾙﾊﾟｰ1級課程修了者の割合については､前年度(3月を除く｡)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について､常勤換算方法により算出した数を用いて算出する｡  ※当該要件に係る従業者は､各月の前月の末日時点で資格を取得等している者とする｡  ※ｳの｢常勤の居宅介護従業者｣とは､当該事業所におけるｻｰﾋﾞｽ提供時間に含まれるすべての常勤の居宅介護従業者が対象となる｡ | |  |  |
|  | ⑦ (常勤)ｻｰﾋﾞｽ提供責任者の確保(3年以上の実務経験がある介護福祉士又は5年以上の実務経験がある実務者研修修了者(旧介護職員基礎研修課程修了者)若しくは居宅介護職員初任者研修課程修了者(旧居宅介護従業者養成研修1級課程修了者))  ⑧ 1人を超えるｻｰﾋﾞｽ提供責任者を配置することとされている事業所においては､常勤のｻｰﾋﾞｽ提供責任者を2名以上配置していること｡  ⑨ 重度障がい者への対応(障害支援区分5以上の者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の30以上｡重度の場合は100分の50以上)  ⑩ ｻｰﾋﾞｽ提供にあたり､常時､重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており､現に深夜帯も含めてｻｰﾋﾞｽ提供を行っていること｡  ※⑥､⑨の割合は､前年度(3月を除く)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均を算出する｡なお､前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し､又は再開した事業所を含む｡)については､前年度の実績による加算の届出はできない｡  前3月の実績により届出を行った事業所については､届出を行った月以降においても､直近3月間の職員又は利用者の割合につき､毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない｡また､その割合については､毎月ごとに記録し､所定の割合を下回った場合､直ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出しなければならない｡ | |  |  |
|  | ･特定事業所加算の各算定要件については､次に定めるところによる｡  ①体制要件  ｱ 計画的な研修の実施  ｲ 会議の定期的な開催  ｳ 文書等による指示及びｻｰﾋﾞｽ提供後の報告  ｴ 定期健康診断の実施  ｵ 緊急時における対応方法の明示  ｶ 熟練した従業者の同行による研修  ②人材用件  ｱ 従業者要件  ｲ ｻｰﾋﾞｽ提供責任者要件  ③重度障がい者対応要件 | |  | 留意事項  第二の2(1)⑮  第二の2(2)⑧  第二の2(3)⑨  第二の2(4)⑦ |
| 64  特別地域  加算  共通 | 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対し､ｻｰﾋﾞｽを提供した場合､1回につき所定単位数の100分15に相当する単位数を加算していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第1の1注13 |
|  | 【Q&A1･特別地域加算】問2-3 要旨  ･ 特別地域加算に係る利用者については受給者証に当該加算の対象となる旨の記載を行わなければならない｡  【Q&A2･特別地域加算】問2-12 要旨  ･ 特別地域加算に係る利用者から通常の事業の実施地域を越えてｻｰﾋﾞｽ提供した場合の交通費の支払いを受けることはできない｡ | |  | 留意事項  第二の2(1)⑯  平成21年厚労省Q&A(障害福祉vol.2) |
| <別に厚生労働大臣が定める地域>  ① 山村振興法に基づく山村振興地域(8市町13地区)  飯能市名栗､ときがわ町大椚､秩父市浦山･上吉田･大滝､  横瀬町芦ヶ久保､皆野町金沢･日野沢､小鹿野町三田川･倉尾･  両神､本庄市本泉､神川町矢納  ② 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく特定農山村地域(10市町村15地区)  飯能市名栗､越生町梅園､ときがわ町都幾川､横瀬町全域､秩父市  吉田･上吉田･荒川･大滝､皆野町金沢･日野沢･三沢､小鹿野町全域､東秩父村全域､本庄市本泉､神川町神泉  ③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(4市町4地区)  秩父市大滝､小鹿野町両神､神川町神泉､東秩父村全域 | |  | 平成21年  厚労省告示  第176号 |
| 65  緊急時対応加算  共通 | (1)身体介護及び通院等介助(身体介護を伴う場合)について､利用者又はその家族等からの要請に基づき､ｻｰﾋﾞｽ提供責任者が居宅介護等計画の変更等を行い､事業所の従事者が訪問することになっていなかったｻｰﾋﾞｽを緊急に行った場合､月2回を限度として所定単位数を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第1の1注14 |
| ･ ｢緊急に行った場合｣とは､居宅介護等計画等に位置付けられていないｻｰﾋﾞｽを､利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合です｡  ･ 当該加算は､1回の要請につき1回を限度として算定できるものです｡  ･ 当該加算の対象となる居宅介護の所要時間については､所要時間が20分未満であっても､30分未満の身体介護中心型の所定単位数の算定及び当該加算の算定は可能です｡当該加算の対象となる居宅介護と当該居宅介護の前後に行われた居宅介護の間隔が2時間未満であった場合であっても､それぞれの所要時間に応じた所定単位数を算定する(所要時間を合算する必要はありません｡)ものとします｡  ･ 緊急時対応加算の対象となるｻｰﾋﾞｽを提供した場合は､要請のあった時間､要請の内容､ｻｰﾋﾞｽの提供時刻及び緊急時対応加算の算定対象である旨等を記録する必要があります｡ | |  | 留意事項  第二の2(1)⑰ |
| (2)緊急時対応加算が算定されているｻｰﾋﾞｽ事業所等が､別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た場合に､更に1回につき所定単位数に50単位を加算していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第1の1注15 |
|  | 【基準】  障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉ｻｰﾋﾞｽの事業等の人員､設備及び運営に関する基準第31条に規定する運営規程において､当該指定居宅介護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること｡ | |  | 平成18年  厚労省告示  第551号 |
| 66  身体拘束廃止未実施減算  共通 | 指定障害福祉ｻｰﾋﾞｽに規定する基準第35条の2第2項又は第3項(身体拘束等の禁止)を満たしていない場合は､1日につき5単位を所定単位から減算していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第1の1注16 |
| 67  他のｻｰﾋﾞｽを受けている場合  共通 | 利用者が居宅介護等以外の障がい福祉ｻｰﾋﾞｽを受けている場合(共同生活援助利用者のうち一部例外※を除く)､又は障がい児通所支援もしくは障がい児入所支援を受けている場合は､居宅介護等のｻｰﾋﾞｽ費を算定していませんか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第1の1注17 |
| 68  初回加算  共通 | 新規に個別支援計画を作成した利用者に対して､ｻｰﾋﾞｽ提供責任者が､初回または初回のｻｰﾋﾞｽを行った日の属する月にｻｰﾋﾞｽを行った場合､又はその他の従業者が初回又は初回のｻｰﾋﾞｽを行った日の属する月にｻｰﾋﾞｽを行った際にｻｰﾋﾞｽ提供責任者が同行した場合に､1月につき所定単位数を加算していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第1の2注  第2の3注  第3の2注  第4の2注 |
| ※ ｻｰﾋﾞｽ提供責任者が同行した場合､同行訪問した旨を記載するものとする｡この場合において､当該ｻｰﾋﾞｽ提供責任者は､ｻｰﾋﾞｽ提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく､利用者の状況等を確認した上で､途中で現場を離れた場合であっても算定は可能である｡  ※ 本加算は､利用者が過去2月に､当該事業所からｻｰﾋﾞｽの提供を受けていない場合に算定されるものです｡ | |  | 留意事項  第二の2(1)⑱ |
| 69  利用者負担上限額管理加算  共通 | 居宅介護事業者等又は共生型居宅介護等の事業を行う者が利用者負担額合計額の管理を行った場合に､1月に所定単位数を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第1の3注  第2の4注  第3の3注  第4の3注  留意事項  第二の2(1)⑲ |
| ･ ｢利用者負担額合計額の管理を行った場合｣とは､利用者が､利用者負担額合計額の管理を行う事業所以外の障がい福祉ｻｰﾋﾞｽを受けた際に､上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう｡  ･ 負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない｡ | |
| 70  喀痰吸引等支援体制加算  共通 | 喀痰吸引等が必要な者に対して､登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に､1日につき所定単位数を加算していますか｡  居宅 同行 行動  ただし､特定事業所加算(Ⅰ)を算定している場合は算定できません｡  重度  ただし､｢55重度訪問介護ｻｰﾋﾞｽ費(2)病院等における意思疎通支援等の対象者｣又は特定事業所加算(Ⅰ)を算定している場合は､算定できません｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第1の4注  留意事項  第二の2(1)⑮  (三) |
| (参照)｢社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について｣  (平成23年11月11日社援発1111第1号､厚生労働省社会･援護局長通知)  ･ 平成24年度から､専門的知識､技能を習得した介護福祉士等を置いており､医師との連携体制を確保している等の要件に該当するものとして登録した事業所(登録特定行為事業者)については､認定証の交付を受けた介護福祉士等の従業者(認定特定行為業務従事者)をもって､医師の文書による個別の指示に基づき､利用者の喀痰吸引及び経管栄養を行うことができる｡  ･ 実施に当たっては､事業所登録､従事者の認定を受けることの他､喀痰吸引等計画書及び喀痰吸引等実施状況報告書の作成､業務方法書の整備などが義務付けられている｡ | |
| 71  福祉専門  職員等  連携加算  居宅 | ｻｰﾋﾞｽ提供責任者がｻｰﾋﾞｽ事業所､指定障害者支援施設等､医療機関等の社会福祉士等に同行して利用者の居宅を訪問し､利用者の心身の状況等の評価を社会福祉士等と共同して行い､かつ､居宅介護計画を作成した場合であって社会福祉士等と連携して居宅介護計画に基づくｻｰﾋﾞｽを行ったときは､初回のｻｰﾋﾞｽが行われた日から起算して90日の間､3回を限度として ､1回につき所定単位数を加算していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第1の4の2注 |
| ･ ｻｰﾋﾞｽ提供責任者が当該利用者に関わったｻｰﾋﾞｽ事業所､障害者支援施設等又は医療機関等の社会福祉士､介護福祉士､精神保健福祉士､理学療法士､公認心理士､作業療法士､言語聴覚士､看護師､保健師等のその他の国家資格を有する者との連携に基づき､利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について､従業者が当該行為を可能な限り､より適切に行うことができるよう､利用者が有する能力､現在の状況､その改善及び維持の可能性の評価等を勘案した上で従業者が提供するｻｰﾋﾞｽの内容を定めた居宅介護計画を作成した場合をいう｡  ･ 本加算は､社会福祉士等が事業所のｻｰﾋﾞｽ提供責任者と同時間帯に訪問する初回の日から起算して90日以内で上限3回まで､計画に基づき支援した回数に応じて所定単位数を算定する｡ | | 留意事項  第二の2(1)⑳ |
| 72  移動介護  加算  重度 | (1) 移動介護の所要時間  外出時における移動中の介護を行った場合に､実際にｻｰﾋﾞｽの提供に要した時間ではなく､重度訪問介護計画に位置付けられた内容の外出時における移動中の介護を行うのに要する標準的な時間によって､所定単位数を算定していますか｡(4時間以上の場合は｢所要時間3時間以上の場合｣で算定する｡) | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第2の2注1 |
| ･ 移動介護を行う場合には､外出のための身だしなみ等の準備､移動中及び移動先における確認等の追加的業務が加わることを踏まえ､一定の加算を行う｡  ･ これらの業務については､外出に係る移動時間等が長時間になった場合でも大きく変わる支援内容ではないことから､4時間以上実施される場合は一律の評価としているものである｡ | |  | 留意事項通知  第二の2(2)⑪ |
| ･ このため､1日に移動介護が4時間以上実施されるような場合にあっては､｢所要時間3時間以上の場合｣の単位を適用する｡  ･ 同一の事業者が､1日に複数回の移動介護を行う場合には､1日分の所要時間を通算して報酬算定する｡ | |  |  |
| (2) 2人の従業者により行った場合  別に厚生労働大臣が定める要件(※1)を満たす場合であって､同時に  2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して移動中の介護を行っ  た場合に､それぞれの重度訪問介護従業者が行う移動中の介護につき所  定単位数を加算していますか｡  ただし､別に厚生労働大臣が定める要件(※2)を満たす場合は､それ  ぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき､所定単位  数に代えて､所定単位数の100分の85に相当する単位数を加算していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第2の2注2 |
| <別に厚生労働大臣が定める要件>  (※1)  2人の従業者によりｻｰﾋﾞｽを行うことについて､利用者の同意を得ている場合であって､次のいずれかに該当する場合  ① 障がい者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合  ② 暴力行為､著しい迷惑行為､器物破損行為等が認められる場合  ③ その他障がい者等の状況等から判断して､①又は②に準ずると認められる場合 | |  | 平成18年  厚労省告示  第546号 |
| (※2)  2人の従業者によりｻｰﾋﾞｽを行うことについて､利用者の同意を得ている場合であって､次のいずれにも該当する場合  ① 報酬告示別表第2の1の注10(特別地域加算)に規定する指定重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者が､区分6の利用者の支援に1年以上従事することが見込まれる場合  ② 当該利用者への支援に熟練した指定重度訪問介護事業所等の従業者の同行が必要であると認められる場合 | |
|  | (3) 移動介護緊急時支援加算  利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行する場合であって､外出時における移動中の介護を行う一環として､当該利用者からの要請等に基づき､当該車両を駐停車して､喀痰吸引､体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合にあっては､利用者1人に対し､1日につき所定単位数を加算していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第2の2注2  の2 |
| ① 本加算は､重度訪問介護従業者が利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって､当該車両を駐停車して､必要な支援を緊急に行った場合のものであり､所定単位数を算定するに当たっては､道路運送法(昭和26年法律第183号)等他の法令等に留意すること｡  ② ｢その他の必要な支援｣とは､常時介護を要する者の障害の特性に起因して生じうる緊急の支援であり､例えば､重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対する制御的対応などをいう｡  ③ 1日に複数の事業者が同一利用者に対して､移動介護緊急時支援加算を算定する場合は､事業者がそれぞれ所定単位数を算定する｡ | |  | 留意事項通知  第二の2(2)⑫ |
| 73  行動障害  支援連携  加算  重度 | ｻｰﾋﾞｽ提供責任者が､ｻｰﾋﾞｽ事業所又は障害者支援施設等の従業者であって｢支援計画ｼｰﾄ｣及び｢支援手順書｣の作成者と同行して利用者の居宅訪問し､利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い､かつ､重度訪問介護計画を作成した場合であって､当該作成者と連携し､初回のｻｰﾋﾞｽの日から起算して30日の間､1回を限度として所定単位数を算定していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第2の5の2注 |
| ･ 本加算については､｢支援計画ｼｰﾄ｣及び｢支援手順書 兼 記録用紙｣を作成した者における事業所のｻｰﾋﾞｽ提供責任者に対する費用の支払を評価しているものであることから､作成者と事業所のｻｰﾋﾞｽ提供責任者が同一人の場合は､加算は算定できない｡  ･ なお､同一事業者であっても､作成者と事業所のｻｰﾋﾞｽ提供責任者が同一人でない場合は､加算は算定できる｡ | |  | 留意事項  第二2(2)⑮ |
| 74  行動障害  支援指導  連携加算  行動 | 支援計画ｼｰﾄ等を作成した者が､重度訪問介護事業所等のｻｰﾋﾞｽ提供責任者に同行して利用者の居宅を訪問し､利用者の心身の状況等の評価を当該ｻｰﾋﾞｽ提供責任者と共同して行い､かつ､当該ｻｰﾋﾞｽ提供責任者に対して､重度訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行ったときは､重度訪問介護等に移行する日の属する月につき1回を限度として､所定単位数を加算していますか｡ | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第4の4の2注 |
| ･ 本加算については､重度訪問介護事業所のｻｰﾋﾞｽ提供責任者が支援計画ｼｰﾄ等の作成者から､重度訪問介護計画を作成する上での指導及び助言を受けるための行動援護利用者宅までの費用の支払を評価しているものであることから､作成者と事業所のｻｰﾋﾞｽ提供責任者が同一人の場合は､加算は算定できない｡  ･ なお､同一事業者であっても､作成者と事業所のｻｰﾋﾞｽ提供責任者が同一人でない場合は､加算は算定できる｡ | |  | 留意事項  第二2(4)⑬ |
|  | 【支援計画ｼｰﾄ等】  ≪参照≫｢重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について｣(H26.3.31 障障発第0331第8号 厚生労働省社会･援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)  (4) 行動障害を有する者に対する支援の情報の共有について  ○ 行動障害を有する者への支援は､行動障害に専門性を有する行動援護事業者と他のｻｰﾋﾞｽ事業者が役割分担を明確にしつつ､全体として連携体制を構築して支援を行う必要がある｡  ○ 相談支援事業者､行動援護事業者､重度訪問介護事業者等の間におけるこれらの情報の共有に資するため､標準的なｱｾｽﾒﾝﾄｼｰﾄ((参考1)支援計画ｼｰﾄ(例))及び支援手順書((参考2)支援手順書 兼 記録用紙(例))をご活用いただきたい｡ | |  |  |
| 75  福祉･介護  職員処遇  改善加算  ･特定加算  共通 | (1)福祉･介護職員処遇改善加算  福祉･介護職員の賃金の改善等について､市に届出をしている場合､ｻｰﾋﾞｽ費の本体報酬+加算(減算)の単位数に､所定の割合に相当する単位数の加算を算定していますか｡ (算定期間:令和6年3月31日までの間 ) | | いる  いない  該当なし | 報酬告示別表  第1の5･6注  第2の6･7注  第3の5･6注  第4の5･6注  留意事項  第二の2(1)  ㉑㉒  第二2(2)⑯⑰  第二2(3)⑮⑯  第二2(4)⑭⑮ |
| □福祉･介護職員処遇改善加算(Ⅰ) | 告示別表に定める加算率 |
| □福祉･介護職員処遇改善加算(Ⅱ) | 告示別表に定める加算率 |
| □福祉･介護職員処遇改善加算(Ⅲ) | 告示別表に定める加算率 |
| <要件>  福祉･介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(障障害発0325第1号令和3年3月25日付厚生労働省社会･援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)  ｱ 加算の算定額に相当する従業者の賃金改善を実施している｡  ｲ 福祉･介護職員処遇改善計画書を作成し､市に届出をしている｡  (計画書には就業規則･賃金規程等､労働保険の加入書類を添付)  ｳ 平成20年10月から(平成27年4月以降実施する)実施した処遇改善(賃金を除く)の内容､改善の費用等を全職員に周知している｡  ｴ その他､加算の趣旨を踏まえ､労働基準法等を遵守している｡ | |  |
| <各加算の算定要件>  加算を取得するに当たっては､次に掲げる区分に応じて､届け出ること｡  □加算(Ⅰ) ｷｬﾘｱﾊﾟｽ要件Ⅰ~Ⅲ､職場環境等要件の全てを満たすこと｡  □加算(Ⅱ) ｷｬﾘｱﾊﾟｽ要件Ⅰ･Ⅱ､職場環境等要件の全てを満たすこと｡  □加算(Ⅲ) ｷｬﾘｱﾊﾟｽ要件Ⅰ又はⅡのどちらかを満たすことに加え､職場環境等要件を満たすこと｡ | |
|  | 〔ｷｬﾘｱﾊﾟｽ要件Ⅰ〕  ｢福祉･介護職員の任用の際における職位､職責又は職務内容等に応じた任用(賃金に関するものを含む｡)等の要件｣及び｢職位､職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等を除く)｣を定め､それを就業規則等の書面で明確にし､全ての職員に周知していること｡ | |
| 〔ｷｬﾘｱﾊﾟｽ要件Ⅱ〕  職員の職務内容等を踏まえ職員と意見交換し､資質向上の目標及びA又はBに掲げる具体的な研修計画を策定し､当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し､全ての福祉･介護職員に周知していること｡  A･･･資質向上のための計画に沿って､研修の機会の提供又は技術指導等を実施(OJT､OFF-JT等)するとともに､福祉･介護職員の能力評価を行うこと｡  B･･･資格取得のための支援(研修受講のための勤務ｼﾌﾄの調整､休暇の付与､費用(交通費､受講料等)の援助等)を実施すること｡ | |
|  | 〔ｷｬﾘｱﾊﾟｽ要件Ⅲ〕  次の①及び②の全てに適合すること｡  ① 福祉･介護職員について､経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること｡具体的には､次のA~Cのいずれかに該当する仕組みであること｡  A･･･経験に応じて昇給する仕組み  ｢勤続年数｣や｢経験年数｣などに応じて昇給する仕組みであること｡  B･･･資格等に応じて昇給する仕組み  ｢介護福祉士｣や｢実務者研修修了者｣などの取得に応じて昇給する仕組みであること｡ただし､介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する｡ | |
|  | C･･･一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み  ｢実技試験｣や｢人事評価｣などの結果に基づき昇給する仕組みであること｡ただし､客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する｡  ② ①の内容について､就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し､全ての福祉･介護職員に周知していること｡ | |  |  |
| 〔職場環境等要件〕  届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善(賃金改善を除く｡)の内容を全ての福祉･介護職員に周知していること｡  ただし､前年度から継続して処遇改善加算を算定する事業所において､届出に係る計画の期間中に実施できない合理的な理由がある場合は､例外的に前年度の取組実績をもって､要件を充たすものとして認めても差し支えないこととする｡ | |  |  |
|  | (2)福祉･介護職員等特定処遇改善加算  下記の要件に適合しているものとして届出をしている場合､所定単位数を加算していますか｡  □福祉･介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)  福祉専門職員配置等加算等を取得している｡  □福祉･介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)  福祉専門職員配置等加算等を取得していない｡ | | いる  いない  該当なし |  |
|  | 【福祉･介護職員等特定処遇改善加算の取得要件】  〔処遇改善加算要件〕  福祉･介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかの届出を行っていること｡ | |  |  |
|  | 〔職場環境等要件〕  福祉･介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し､複数の取組を行っていることとし､｢入職促進に向けた取組｣､｢資質の向上やｷｬﾘｱｱｯﾌﾟに向けた支援｣､｢両立支援･多様な働き方の推進｣､｢腰痛を含む心身の健康管理｣､｢生産性の向上のための業務改善の取組｣及び｢やりがい･働きがいの醸成｣の6つの区分から3つの区分を選択し､それぞれで1つ以上の取組を行うこと｡なお､処遇改善加算と特定加算において､異なる取組を行うことまでを求めるものではないこと｡  ただし､前年度から継続して特定加算を算定する事業所において､届出に係る計画の期間中に実施できない合理的な理由がある場合は､例外的に前年度の取組実績をもって､要件を満たすものとして認めても差し支えないこととする｡ | |  |  |
|  | 〔見える化要件〕  特定加算に基づく取組について､ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞへの掲載等により公表している｡具体的には､原則､障害福祉ｻｰﾋﾞｽ等情報公表制度を活用し､特定加算の取得状況を報告し､賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること｡ | |  |  |
| 76  福祉･介護職員等ﾍﾞｰｽｱｯﾌﾟ等支援加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉･介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が､利用者に対し､ｻｰﾋﾞｽを提供した場合は､ｻｰﾋﾞｽ費の本体報酬+加算(減算)の単位数に､所定単位数を加算していますか｡ | | いる  いない  該当なし |  |
|  | 〔介護給付費等単位数表第1の7の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準〕  次に掲げる基準のいずれにも適合すること｡ | |  |  |
|  | ｲ 障害福祉人材等の賃金改善について､賃金改善に要する費用の見込額が福祉･介護職員等ﾍﾞｰｽｱｯﾌﾟ等支援加算の算定見込額を上回り､かつ､障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し､当該計画に基づき適切な措置を講じていること｡ | | いる  いない  該当なし | 平18厚告543｢厚生労働大臣が定める基準｣第三号の二ｲ他 |
|  | ﾛ 指定居宅介護事業所等において､ｲの賃金改善に関する計画､当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉･介護職員等ﾍﾞｰｽｱｯﾌﾟ等支援計画書を作成し､全ての障害福祉人材等に周知し､都道府県知事に届け出ていること｡ | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ﾊ 福祉･介護職員等ﾍﾞｰｽｱｯﾌﾟ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること｡ただし､経営の悪化等により事業の継続が困難な場合､当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く｡)を見直すことはやむを得ないが､その内容について都道府県知事に届け出ること｡ | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ﾆ 当該指定居宅介護事業所等において､事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること｡ | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ﾎ 居宅介護ｻｰﾋﾞｽ費における福祉･介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること｡ | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ﾍ ﾛの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く｡)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること｡ | | いる  いない  該当なし |  |